

事業番号

平成28年度行政事業レビューシート (環境省)

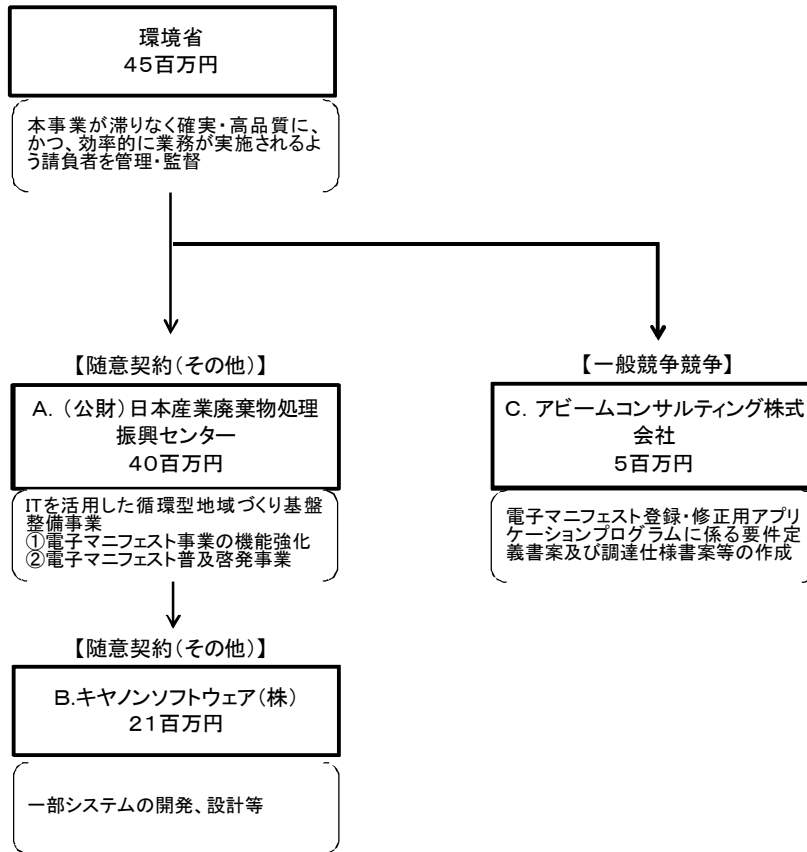
事業名	ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業			担当部局庁	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	作成責任者				
事業開始年度	平成16年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	産業廃棄物課	産業廃棄物課長	角倉一郎			
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な条項も記載)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5等 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する参議院環境委員会 附帯決議 同 衆議院環境委員会附帯決議			関係する計画、 通知等	第三次循環型社会形成推進基本計画 電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ					
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	電子マニフェストは、紙マニフェストに比べ、排出事業者・処理業者にとって情報管理の合理化につながることや、廃棄物処理システムの透明化、都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化といったメリットがある一方で、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の三者すべてが社内管理体制を電子マニフェスト対応に切り替えなければならぬことから、その普及が進んでいない。そこで、平成25年10月に策定した電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップに基づき、電子マニフェストの普及を促進するための取組を行う。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①電子マニフェストシステムの機能強化:電子マニフェストシステムの利便性向上のため、交付等状況報告の電子化や許可情報登録機能の追加、スマートフォンへの対応等、利用者の需要を踏まえたシステム開発を行う。 ②電子マニフェスト研修会等の実施:自治体や業界団体との連携により、ブロック別・業界別に電子マニフェストの活用事例を発表する研修会や、実際にコンピュータを操作し電子マニフェストの利用方法を学ぶ操作体験セミナー、自治体による電子マニフェスト情報の活用方法についての検討会等、電子マニフェストの普及に向けた研修会を行う。									
実施方法	委託・請負									
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求				
	予算の 状況	当初予算	50	44	40	100				
		補正予算	-	-	-	-				
		前年度から繰越し	-	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-				
		予備費等	-	-	-	-				
	計	50	44	40	100	0				
	執行額	50	44	45						
執行率(%)	100%	100%	113%							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度	
	平成28年度までに、電子マニフェストの利用割合を50%まで引き上げる	電子マニフェストの利用割合	成果実績	%	35	39	42	-	50	
			目標値	%	50	50	50	-	50	
			達成度	%	70	78	84	-	100	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込				
	電子マニフェスト研修会、操作講習会の開催回数	活動実績	回	15	24	18	-			
		当初見込み	回	15	23	18	10			
単位当たり コスト	算出根拠	単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込				
	X:電子マニフェスト普及啓発事業に係る執行額(千円)÷Y: (研修会+講習会等)実施回数(回)	単位当たり コスト	千円	1,048	404	355	396			
		計算式	X/Y	15,714/15	9,698/24	6,392/18	3,960/10			
単位当たり コスト	算出根拠	単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込				
	X:電子マニフェスト普及啓発事業に係る執行額(百万円)÷ Y:電子マニフェスト登録件数(千件)	単位当たり コスト	円	3	2	2	4			
		計算式	X/Y	50/17,461	44/19,293	45/21,248	100/25,000			
平成28・29年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由						
	環境保全調査等委託費	100								
	計	100	0	- 1 -						

政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	政策	-											
		施策	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進											
		測定指標	定量的指標				単位	25年度	26年度	27年度	中間目標	目標年度		
										-	年度	32	年度	
			産業廃棄物の不法投棄の新規発生件数			実績値	件	159	165	-	-	-	-	-
						目標値	件	-	-	-	-	-	150	
			定量的指標				単位	25年度	26年度	27年度	中間目標	目標年度		
										-	年度	28	年度	
		電子マニフェストの利用割合			実績値	%	35	39	42	-	-	-	-	
					目標値	%	50	50	50	-	-	50		
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係														
電子マニフェストの普及に伴い、排出事業者・処理業者の情報管理の合理化、廃棄物処理システムの透明化、都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化が推進され、以て不法投棄事案の減少を図ることが可能となるもの。														
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策評価	改革項目	分野:	-										
		(第一階層) KPI	KPI (第一階層)				単位	計画開始時	27年度	28年度	中間目標	目標最終年度		
								-	年度		-	年度	-	年度
			成果実績			-	-	-	-	-	-	-	-	-
			目標値			-	-	-	-	-	-	-	-	-
			達成度			%	-	-	-	-	-	-	-	-
		(第二階層) KPI	KPI (第二階層)				単位	計画開始時	27年度	28年度	中間目標	目標最終年度		
								-	年度		-	年度	-	年度
			成果実績			-	-	-	-	-	-	-	-	-
目標値			-	-	-	-	-	-	-	-	-			
達成度			%	-	-	-	-	-	-	-	-			
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係														
-														

事業所管部局による点検・改善

項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	不法投棄等の不適正処理の防止に資する電子マニフェストの普及促進が求められている。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	全国で利用される電子マニフェストのシステム等に関わる業務であり、国が事業を実施する必要がある。			
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	電子マニフェストの普及促進に向けた成果目標を達成するためには、利便性の高いシステムの構築や説明会等が必要である。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	電子マニフェストの普及促進と利便性向上に関する業務については、電子マニフェストに関し豊富な知見を有し、緊急時に直ちに対応可能な者が履行する必要がある。この点、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターは、廃棄物処理法の規定により全国唯一の情報処理センターとして指定され、全国で唯一電子マニフェストシステムの運営、管理等の業務を行っており、同システムを詳細かつ根幹部分まで理解している者である。こうしたことから、同センターは、法令の規定により、契約の相手方が一に定められているものに準ずるものであると認められるため、競争性のない随意契約によらざるを得ない。			
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無				
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有				
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-				
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	事業者にコスト等について確認を行いつつ事業を実施した。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業者に費目・使途について確認を行いつつ事業を実施した。			
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	平成28年度に50%という目標の達成に向け、電子マニフェストの利用割合は年々上昇している。			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	事業の手段・方法は、利用者の利便性向上や周知に効果的である。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は、当初見込みと同程度である。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	強化されたシステムは、電子マニフェストの利用者に活用されており、その利用割合は年々上昇している。			
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-				
	所管府省・部局名	事業番号	事業名			
点検・改善結果	点検結果	今般の食品廃棄物に係る不適正事案を踏まえ、電子マニフェストの登録内容について不正を検知する等の機能強化が求められている。また、第三次循環型社会形成推進基本計画で掲げた目標である、平成28年度における利用割合を50%とすることを目指しているところ、平成27年度末の利用割合は42%となっている。目標を達成するためには、更なる取組の強化が必要である。平成29年度以降の目標についても検討する必要がある。				
	改善の方向性	不法投棄・不適正処理防止のため、電子マニフェストシステムにおける不正検知機能の追加等を喫緊の課題として取り組むとともに、電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップに基づき、普及のボトルネックとなっていた処理業者の加入促進へ向け、現場で簡易に登録できるシステムの開発や、排出事業者や処理業者等に対する電子マニフェストの説明会の開催等、一層の普及拡大のための各種事業を行う。また、事業が適切に実施されるよう、重点的・効果的な予算の執行・業務の実施を図る。これまでの取組状況を検証した上で平成29年度以降の目標を設定し、その達成に向けた取組を検討する。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ http://www.env.go.jp/press/files/jp/23114.pdf						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	135	平成23年度	127	平成24年度	135	
平成25年度	171	平成26年度	169	平成27年度	171	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補
足する)
(単位:百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.(公財)日本産業廃棄物処理振興センター			B.キヤノンソフトウェア株式会社		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	外注費	システム機構構築	20	業務委託費	システム開発等	20
	人件費	企画等	12	消費税		1
	消費税		3			
	一般管理費		2			
	旅費		1			
	借料損料		1			
	その他	通信運搬費、賃金、印刷製本費、諸謝金等	1			
	計		40	計		21
C.アビームコンサルティング株式会社			D.			
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)	
人件費	ヒアリング調査、調達仕様書案の作成等	5				
計		5	計		0	

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(公財)日本産業廃棄物処理振興センター	8010005018905	システム機能強化・普及啓発事業	40	随意契約 (その他)	-	100%	

B.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	キヤノンソフトウェア(株)	1010701025921	一部システムの設計、開発等	21	随意契約 (その他)	-	-	

C.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	アビームコンサルティング(株)	8010001085296	要件定義書案及び調達仕様書案等の作成	5	一般競争入札	2	42.5%	

ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業について

－電子マニフェスト普及拡大へ向けた取組の推進－

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

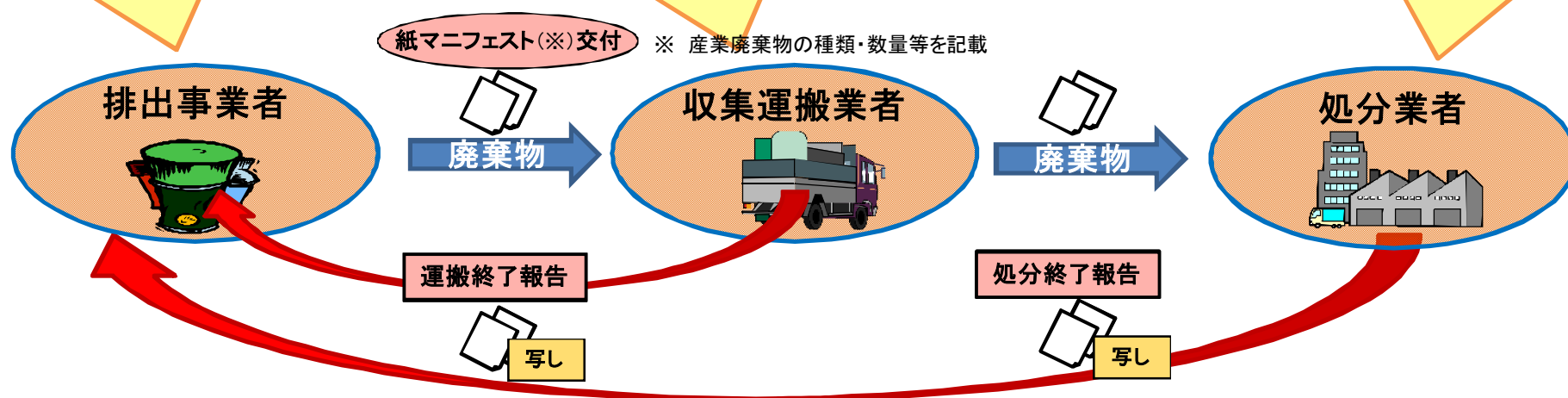
廃棄物処理法に基づく、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を処理業者（※）に交付し、処理終了後、処理業者よりその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者としての処理責任を果たすための制度

※ 収集運搬業者及び処分業者

- 交付義務
- 5年間の保存義務
- 都道府県知事への報告義務
- 虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたとき等には適切な措置を講ずる義務

- 運搬終了時に交付者へ管理票の写しの送付義務
- 処分業者への管理票の回付義務
- 5年間の保存義務

- 処分終了時に交付者及び回付者へ管理票の写しの送付義務
- 最終処分終了時に交付者へ管理票の写しの送付義務
- 5年間の保存義務



違反した場合は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金等

紙マニフェスト

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

交付年月日	平成 年 月 日	交付番号	25761005056	整理番号		交付担当者	氏名	(印)
事業者 (排出者)	氏名又は名称			名称				
	住所 〒 電話番号			所在地 〒 電話番号				
産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 種類 (普通の産業廃棄物)		<input type="checkbox"/> 種類 (特別管理産業廃棄物)		数量 (及び単位)	荷姿		
	<input type="checkbox"/> 0100 燃えがら	<input type="checkbox"/> i200 金属くず	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら (有害)	産業廃棄物の名称			
	<input type="checkbox"/> 0200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 ガラス、陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油 (有害)	<input type="checkbox"/> 7425 廃油 (有害)				
	<input type="checkbox"/> 0300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 鉱さい	<input type="checkbox"/> 7100 強酸	<input type="checkbox"/> 7426 汚泥 (有害)	有害物質等	処分方法		
	<input type="checkbox"/> 0400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 7110 強酸 (有害)	<input type="checkbox"/> 7427 廃酸 (有害)				
	<input type="checkbox"/> 0500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 7428 廃アルカリ (有害)	備考・通信欄			
	<input type="checkbox"/> 0600 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ (有害)	<input type="checkbox"/> 7429 ばいじん (有害)				
	<input type="checkbox"/> 0700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 7300 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 7430 13号廃棄物 (有害)				
	<input type="checkbox"/> 0800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> 7410 PCB等					
	<input type="checkbox"/> 0900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4000 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等					
	<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥					
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 7423 鉱さい (有害)						
中間処理産業廃棄物	管理票交付者 (処分委託者) の氏名又は名称及び管理票の交付番号 (登録番号)							
	<input type="checkbox"/> 帳簿記載のとおり							
	<input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり							
最終処分の場所	名称/所在地/電話番号							
	<input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおり							
	<input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり							
運搬受託者	氏名又は名称			運搬先の事業場	名称			
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号			
処分受託者	氏名又は名称			積又は保管	名称			
	住所 〒 電話番号				所在地 〒 電話番号			
運搬の受託	(受託者の氏名又は名称) (運搬担当者の氏名)			受領印	運搬終了年月日	平成 年 月 日	有価物拾集量	数量 (及び単位)
処分の受託	(受託者の氏名又は名称) (処分担当者の氏名)			受領印	処分終了年月日	平成 年 月 日	最終処分終了年月日	平成 年 月 日
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号			(委託契約書記載の場所にある場合は委託契約書記載の番号)				

排出事業者控

複製を禁じます
類似品にご注意ください

照合確認	B2票	平成	年	月	日
	D票	平成	年	月	日
	E票	平成	年	月	日

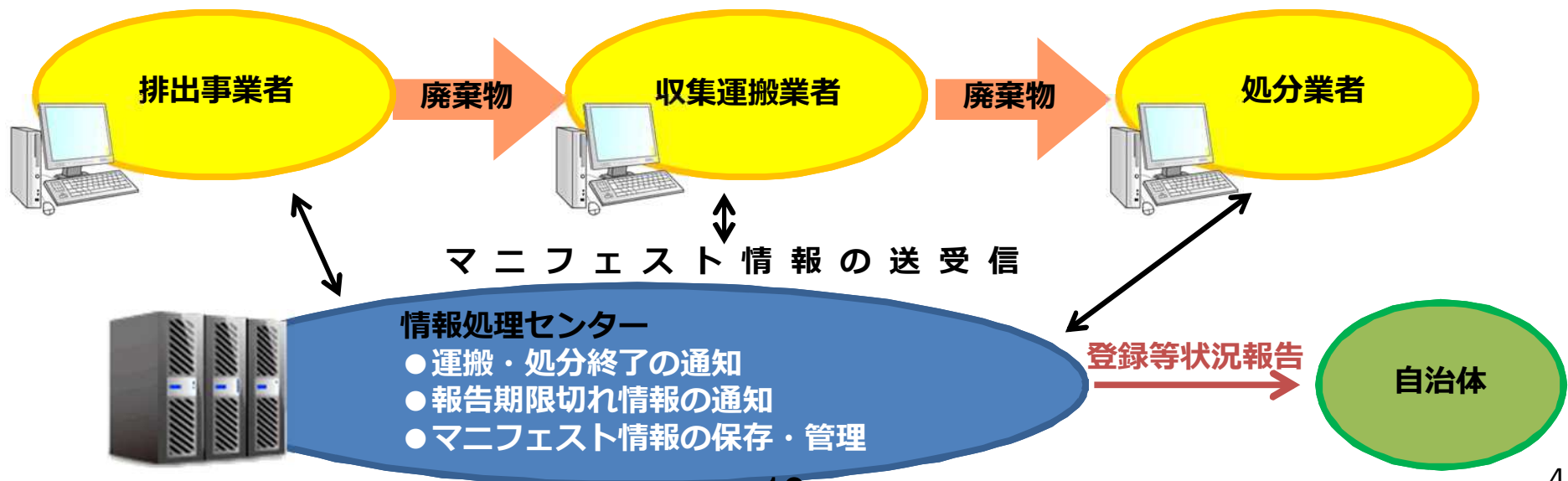
電子マニフェスト制度

マニフェスト制度の下、紙マニフェストを交付する代わりに、マニフェストの記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりすることを可能とした仕組み
(平成9年の廃棄物処理法の改正により創設)

【電子マニフェスト普及の意義】

排出事業者としての処理責任の徹底・不法投棄等の防止の徹底

- 排出事業者が処理の状況を即時に把握可能
- 都道府県等の監視業務の合理化
- 不適正処理の原因究明の迅速化
- 排出事業者及び処理業者の事務の効率化（労務削減）



電子マニフェスト登録画面

—初期画面—

メニュー

- マニフェスト
- 新規登録
- 予約登録
- 予約情報を検索して登録
- 予約情報を選択して登録
- マニフェスト情報の修正
- マニフェスト情報の取消
- 予約情報の修正
- 予約情報の取消
- マニフェスト情報の照会
- 通知情報
- 重要な通知(登録)
- お知らせ通知(登録)
- 修正・取消通知(登録)
- マニフェスト修正・取消に関する連絡
- マニフェスト修正・取消に関する連絡
- 基本設定
- 収集運搬業者設定
- 処分業者設定

登録

電子マニフェスト登録等状況報告から除外する場合は
連絡番号3の先頭に「999」を入力してください

パターン選択

排出情報

引渡し日 2016/06/08 (yyyy/MM/dd) 引渡し担当者 登録担当者

排出事業場
コード 名称 連絡番号1 連絡番号2 連絡番号3

産業廃棄物情報

No.	編集	削除	廃棄物の種類	廃棄物の大分類	廃棄物の名称	廃棄物の数量	荷姿	荷姿の数量	数量の確定者	有害物質	放射性物質
-----	----	----	--------	---------	--------	--------	----	-------	--------	------	-------

運搬情報

区間	編集	削除	自己	収集運搬業者	代替・保管施設	運搬方法	運搬担当者	車両番号	(再)自己	再委託収集運搬業者
----	----	----	----	--------	---------	------	-------	------	-------	-----------

処分情報

処分業者 処分事業場 処分方法 (再生 中間 最終) 再委託先処分業者

最終処分の場所

No.	削除	最終処分事業場	郵便番号	所在地	電話番号
-----	----	---------	------	-----	------

備考

備考1		備考2	
備考3		備考4	
備考5			

パターン名称: 登録内容をパターンに追加 続けて入力 入力完了 キャンセルして一覧画面へ

▲ ページトップ

電子マニフェストの普及拡大施策の推進

－「ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業」開始－

■ 経緯

電子マニフェスト制度は平成9年の廃棄物処理法の改正により創設されたが、平成14年度末の普及率は約1%と、低調な数値で推移。

平成15年・平成16年

廃棄物処理法改正案に対する衆議院及び参議院環境委員会の附帯決議において「産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、電子マニフェストの義務化を視野に入れつつ、その普及拡大を図る方策を検討すること」とされる。

平成16年度

これらの附帯決議を踏まえ、電子マニフェストの普及拡大を推進するため、「電子マニフェスト普及促進事業」を開始。

平成20年度

事業名称を「ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業」に変更。

■ 普及拡大施策の推進

▶ 利便性向上のためのシステム改修

- ①インターネットを活用した大容量・高速化への対応【平成16～18年度】
- ②加入者の増加に対応した安全性・信頼性の向上【平成20～21年度】

▶ 普及啓発活動の推進

- ①業界団体への説明会の実施【平成18年度】
- ②自治体・業界団体の協力による説明会の実施【平成19～25年度】
- ③業界別事例発表会の実施【平成21年度】
- ④普及促進モデル事業の実施【平成15年度～19年度】
- ⑤各地方ブロックへのインストラクタの配置【平成21年度】

■ 推進結果

▶ 普及拡大施策を推進した結果、電子マニフェスト普及率は平成15年度の約2%から平成24年度には約30%に向上。

→ 「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」の策定へ

電子Manifestの普及拡大施策の推進 —ロードマップ策定後—

■普及拡大に向けたロードマップの策定

平成24年6月

衆議院及び参議院環境委員会附帯決議において「電子Manifestの普及拡大に向けて、普及率50%以上の目標を設定し、その早期達成に積極的に取り組むこと」とされる。

平成25年5月

「第三次循環型社会形成推進基本計画」において「平成28年度に普及率を50%に拡大」を目標に掲げる。

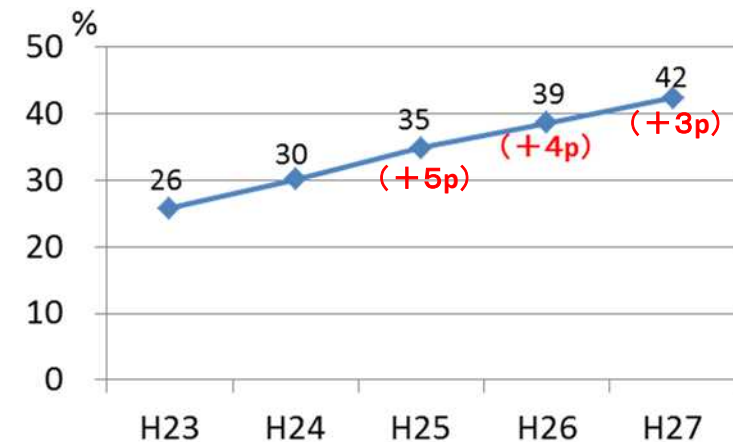
平成25年10月

「電子Manifest普及拡大に向けたロードマップ」を策定。

■ロードマップに基づく普及拡大施策の推進

- 排出事業者の加入促進
- 電子Manifestの機能強化
(電子Manifestの利便性向上のためのシステム改善)
- 行政機関の利用促進
- 普及啓発活動の推進

電子Manifest普及率



■普及率の向上→更なる普及拡大の必要

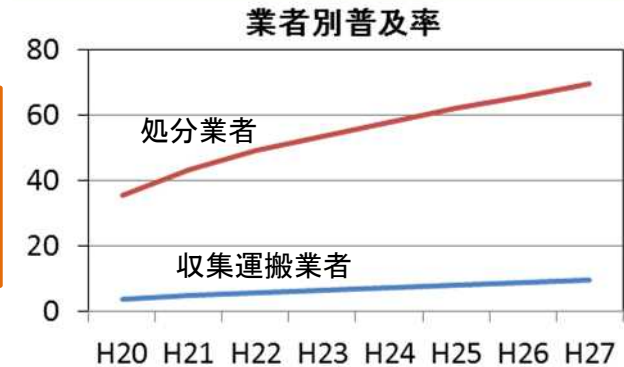
- ロードマップに基づき、普及拡大施策を推進した結果、電子Manifest普及率は平成27年度末までに約42%に向上。
- しかし、向上のペースは鈍化。「第三次循環型社会形成推進基本計画」の目標「平成28年度に50%」の達成は困難。

→ 普及率向上のボトルネックの解消へ向けた効果的な施策の推進が必要

【平成28年度】電子 manifests 排出現場登録修正アプリケーションプログラム - 開発の背景 (ボトルネックの解消に向けて) -

1. 普及率向上のボトルネック

- ▶ 産業廃棄物処理業者の業者別普及率を見ると、**処分業者は約70%**に達している一方、**収集運搬業者は約10%**に止まっている (平成28年5月現在)
- ▶ **排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が揃って加入してはじめて機能するため、処理業者 (特に収集運搬業者) の加入促進が必要。**



2. 収集運搬業者へのヒアリング

- ▶ 平成28年度の予算要求に当たって、特に**普及のボトルネックとなっている収集運搬業者への普及拡大を促進するため、収集運搬業者に対するヒアリングを実施。**

3. 問題点の抽出

- ▶ 紙 manifests の様式と違うため、**新たに登録方法を覚えなければならない。**
- ▶ **排出現場で直感的に入力できないため、排出事業者の登録作業が遅れる場合がある。**
- ▶ **操作に不慣れな排出事業者が多く、その都度電話で操作方法を説明する必要がある。**
- ▶ 紙 manifests は随時修正が可能だが、**電子 manifests は処理業者が登録・修正ができないため、処理業者が事後に登録内容を確認し、排出事業者に電話で修正を依頼する必要がある。**

排出現場で紙 manifests のように簡便に電子 manifests を登録・修正できるシステムが必要

4. 解決策：利便性の高いアプリの開発

- ▶ **処理業者の強い要望を踏まえ、排出事業者及び処理業者が排出現場において、紙 manifests と同じ体裁・様式の画面にスマートフォン等から直感的に登録・修正できる利便性の高いアプリケーションプログラムの開発を行うこととしたもの。**

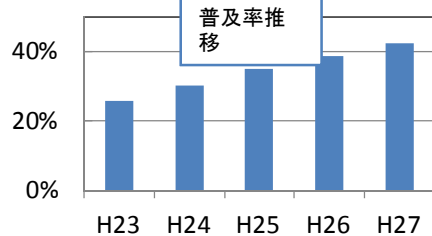
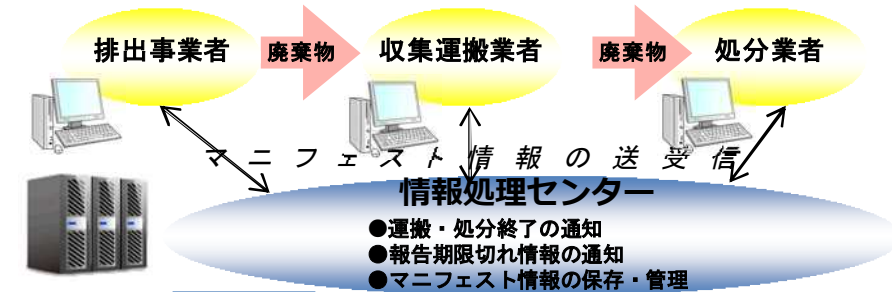


ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業

平成28年度予算額
100百万円(40百万円)

背景・目的

○電子マニフェストとは
マニフェストの記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組みにより、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者としての処理責任を徹底し、不法投棄等を防止するためのもの。



電子マニフェスト普及目標
平成28年度 50%
(H25.5 第三次循環型社会形成推進計画(閣議決定))

電子マニフェスト普及に当たっての課題

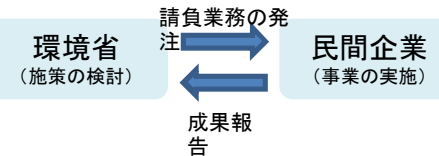
- 紙マニフェストは排出現場で、マニフェストの記載内容と実際の廃棄物の内容を確認し、その場で処理業者が修正依頼可能。
 - 電子マニフェストは、処理業者は登録・修正できない。
 - 処理業者は事後に登録内容を確認し、電話等で排出事業者に修正を依頼する必要がある。
 - 新たに登録方法を覚えなければならない。
-
- 処理業者への電子マニフェスト普及が進まない。
 - 処理業者全体の加入率約2割(収集運搬業者については加入率約1割)
-
- 処理業者が電子マニフェストに加入していないと、排出事業者は電子マニフェストを利用できない。
 - 排出事業者に対する普及を妨げる要因となっている。

産業廃棄物処理業者に対する
新たな普及方策が必要

事業概要

- 電子マニフェストシステムの機能強化
- 電子マニフェスト普及啓発事業の実施
- 平成29年度以降の普及方策の検討

事業スキーム



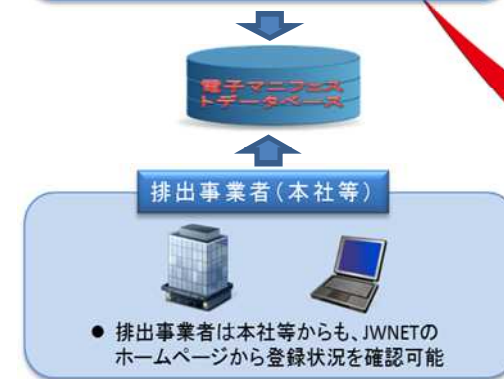
期待される効果

- 廃棄物処理システムの透明化、法令遵守の徹底等が可能となり、排出者責任の確保及び不法投棄の未然防止に寄与。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」に掲げられた「社会全体のIT化」に資する取組

電子マニフェストシステムの機能強化



紙マニフェストと同じ画面のアプリとし、使い勝手が向上



電子マニフェスト普及啓発事業の実施

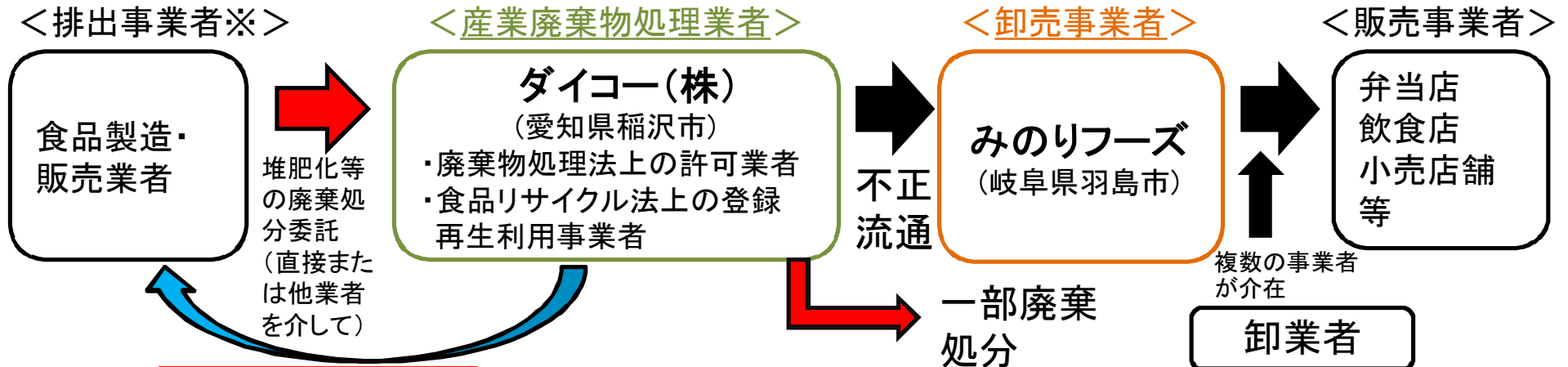
- 電子マニフェスト研修会の開催
 - 電子マニフェストの仕組み、メリット等について研修会で説明
- 操作説明会の開催
 - 電子マニフェストシステムの実際の画面を使用し、操作方法を説明

今後の取組の方向

－食品廃棄物の不適正転売事案を踏まえて－

食品廃棄物の不適正転売事案の概要

食品製造業者等から処分委託を受けた食品廃棄物が、愛知県の産業廃棄物処理業者により、食品として売却されてしまった事案。本事案は、廃棄物処理法(マニフェストの虚偽報告等)、食品衛生法(無許可営業)違反の疑いで調査中。



処分終了したというマニフェストの虚偽報告の疑い

- 【廃棄物の取扱いに関して】
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触するおそれ(マニフェストの虚偽報告等)
 - 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の登録要件を満たさないおそれ(国が把握できていなかった点)
- 【食品の取扱いに関して】
 - 食品衛生法に抵触するおそれ(無許可営業)
 - 食品表示法に抵触するおそれ(表示がない商品が小売りされた点)
 - 米トレーサビリティ法に抵触するおそれ(取引記録が作成されていない点)等

(現在、全容解明に向けて警察による捜査等が行われているところ。)

(参考) 我が国においては、食品廃棄物等(年間約2800万トン(うち事業系が1916万トン)、このうち本来食べられるにもかかわらず捨てられている、いわゆる「食品ロス」が約642万トン(うち事業系が331万トン))が大量に発生している。このため、業種ごとの発生抑制目標の達成に向けた取組の促進や、フードチェーン全体での食品ロス削減国民運動に官民をあげて取り組んでいるところ。

廃棄食品の不正流通に関する今後の対策

食品安全行政に関する関係府省連絡会議申合せ
平成28年2月26日

現状認識

- 食品廃棄物が最終処理されずに不正転売
⇒食品として販売され、消費者の不安を招いた
(健康被害は確認されていない)
⇒消費者の信頼の確保が必要

基本的な考え方

- 再発防止等に向けて、現時点で対応可能な対策を取りまとめ
- 本事案の全容解明に向けた迅速かつ適切な調査
⇒法令違反が確認された事業者には厳正に対処
⇒今後、必要に応じて更なる対応を検討 ※食品ロス削減も必要

廃棄物処理に係る課題

○廃棄食品が不正転売された疑い

【廃棄物処理法】

産業廃棄物管理票※の虚偽報告の疑い
(廃棄物を処分終了したと記載) ※マニフェスト

【食品リサイクル法】

登録再生利用事業者の登録要件を満たさない疑い

- 全国の処理事業者に立入検査を実施
⇒本事案以外の転売事例はなかった

対策

①電子マニフェストの機能強化(環)

- ・不正を検知する情報処理システムの導入等を検討

②廃棄物処理業者の透明性と信頼性の強化

- ・行政による廃棄物処理業者への監視体制の強化(環・農)
- ・適正処理の強化と人材育成(環)

③排出事業者による転売防止対策の強化(環・農)

- ・食品事業者が取り組むべき措置の指針(省令)の見直し
- ・食品関連事業者への要請やガイドラインの策定

食品の取扱いに係る課題

- 関係法令に違反する不適切な食品の取扱いが行われた疑い

【食品衛生法】 無許可営業等

【食品表示法】 表示がない商品の小売り

対策

①食品等事業者の監視指導の徹底(厚)

- ・立入検査における営業実態の把握、必要な措置の要請

②食品表示の適正化(消)

- ・地方公共団体に業務用加工食品表示の適正化の周知を要請
(小売店舗による、仕入れた加工食品の表示確認が重要)

同種事案発生時の対策

①関係機関の緊密な連携

- ・廃棄物部局と食品部局の連携

②消費者への注意喚起等(消・厚)

- ・「食べてはいけない食品」を周知
(広報手段の拡充)

③健康被害の早期把握(消・厚)

- ・24時間365日の万全の対応
(保健所等→厚労省→消費者庁)

電子マニフェストシステムにおける問題の所在

現行電子マニフェストシステム

不法投棄事案・不適正処理事案発生時の原因究明の迅速化に有効



しかし、登録内容の虚偽、矛盾を検知する機能がない→虚偽報告を見破れず



不法投棄事案・不適正処理事案の防止を徹底するためには、不正を検知し、関係者に警告する機能が必要



電子マニフェストシステムにおける新機能の追加が喫緊の課題

電子マニフェストによる不正防止のためのシステムの導入の検討

- 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度は、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者としての処理責任を果たすための制度。
- 本事案において、排出事業者において、マニフェストによる最終処理の確認等を行っていたが、本事案が発生。
- 電子マニフェストについて、その普及を図りつつ、システムによる廃棄物処理フローの管理を行うことで、不正防止のための活用方策とするため、ITの活用により、例えば委託量と処分量が一致しないなど、記載内容に不自然な点があった場合に、電子マニフェストの情報処理センターにおいて不正を検知できる情報処理システムの導入等を検討する。
- また、排出事業者において、委託契約に沿った産業廃棄物の適正な処理が行われたかどうかについて、マニフェストにより具体的に把握するため、例えば、廃棄物処理業者が実際行った処分方法を記載事項に追加する等、必要な措置を検討。

論点について

事業名:ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業

○成果目標の達成に向け、効果的に事業が実施されているか。

○食品廃棄物の不適正転売事案を踏まえた不正防止対策をどのように推進していくか。

○平成29年度以降の事業について、どのような方向性及び目標を設定するのか。

事業番号

平成28年度行政事業レビューシート (環境省)

事業名	風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業 (経済産業省連携事業)			担当部局庁	総合環境政策局			作成責任者
事業開始年度	平成23年度	事業終了(予定)年度	平成28年度	担当課室	環境影響評価課環境影響審査室			環境影響審査室長 神谷洋一
会計区分	エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定							
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	特別会計に関する法律第85条第3項第1号ホ 施行令第50条第7項第10号及び第11号			関係する計画、 通知等	「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定) 「規制改革実施計画」(平成25年6月14日閣議決定)			
主要政策・施策	海洋政策、地球温暖化対策			主要経費	エネルギー対策			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	低炭素社会の構築に貢献し、かつ、自立分散型で災害にも強い風力発電や地熱発電などの再生可能エネルギーの大幅な導入拡大が求められている。このため、本事業を通じて、風力発電等の事業者が環境影響評価を実施する際に活用できる基礎的な情報を体系的に提供し、質の高い環境影響評価を効率的に実施するための環境整備を行い、風力発電等の早期導入に資することを旨とする。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	情報整備モデル地区環境情報:風力発電等の立地ポテンシャル、地元自治体の意向等を勘案して選定した情報整備モデル地区において、環境影響評価での活用を想定した地域の既存資料調査、地元有識者のヒアリング調査、動植物・生態系等の現地調査を実施し、環境基礎情報データベースとして整備し、提供する。地域既存環境情報:環境影響評価の際の基礎情報となる国や地方公共団体等による自然的状況、社会的状況に係る全国的に整備されている情報を環境基礎情報データベースとして整備し、提供する。							
実施方法	委託・請負							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求	
		補正予算	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	288	383	257	-	-	
		翌年度へ繰越し	▲383	▲257	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	
		計	905	1,556	1,430	888	0	
	執行額	552	1,031	1,048	-	-		
執行率 (%)	61%	66%	73%	-	-			
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度
	情報整備モデル地区環境情報の活用を図る。 (27年度より本格提供開始)	情報整備モデル地区環境情報の情報提供数 (※重要種生息状況等の利用申請数)	成果実績 件	-	1	29	-	-
			目標値 件	-	-	-	-	50
			達成度 %	-	2	58	-	-
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度
	環境基礎情報データベースの活用により、質の高い環境影響評価の効率的な実施を図る。	環境基礎情報データベースの閲覧者数 (※トップページの延べ訪問者数)	成果実績 人	1,143	3,777	4,229	-	-
			目標値 人	5,000	5,000	5,000	-	5,000
			達成度 %	22.9	75.5	84.6	-	-
横断的な施策に 係る成果目標及 び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 32 年度	目標最終年度 42 年度
	環境影響評価の手續期間の短縮(通常3~4年のところをおおむね半減)	二酸化炭素削減量(t/年)	成果実績 万t	-	-	-	-	-
			目標値 万t	-	-	-	405	405
			達成度 %	-	-	-	-	-
地球温暖化対策 関係	算出方法	環境影響評価法の対象事業の手續期間(法対象事業の手續終了は今年度以降の見直し)	風力発電の導入量 ・風力発電の導入目標量は2020年:1,150万kW、2030年:3,250万kWであり、年間210万kWであるため、1年間の迅速化効果は210万kW。 ・CO2削減原単位は、火力0.55kgCO2/kWh×設備利用率20%×8760h/年=0.964t/年/kW。 ・2年間の迅速化(420万kW)×CO2削減原単位(0.964t/年/kW)=405万t。					
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標	単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	情報整備モデル地区のエリア面積	活動実績 km2	455	1,385	1,679	-		
		当初見込み km2	100	1,200	1,600	2,000		
単位当たり コスト	算出根拠	単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	執行額/情報整備モデル地区のエリア面積	単位当たり コスト 百万円/km2	1.2	0.7	0.6	0.4		
		計算式 金額/面積 (百万円/km2)	552/455	1031/1385	1048/1679	888/2500		

平成28・29年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由						
	二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費	888	-							
	計	888	0							
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	-								
	施策	1. 地球温暖化対策の推進 9. 環境政策の基盤整備								
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 -年度	目標年度 42年度	
		エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)	実績値	百万t-CO2	123.5	-	-	-	-	
			目標値	百万t-CO2	-	-	-	-	927	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係									
	風力発電等の環境影響評価に当たり、事業の構想段階において環境基礎情報を確認することにより、あらかじめ影響の回避・低減が図られ、質が高く効率的な環境影響評価の実施が促進される。									
	改革項目	分野:	-							
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時 -年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度
				成果実績	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-			
		達成度	%	-	-	-	-	-		
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)			単位	計画開始時 -年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度	
			成果実績	-	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-	-		
		達成度	%	-	-	-	-	-		
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係										
-										

事業所管部局による点検・改善						
項目		評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	再生可能エネルギーの導入促進という社会のニーズに応える事業である。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	環境基礎情報の整備・提供は国が実施すべきものである。			
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	適切な環境配慮を図りつつ再生可能エネルギーの導入促進を図るための事業であり、重要政策に位置づけられる事業である。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	本事業を総合的に支援する業務は総合評価入札であるが、結果的に一者応札となった。一般競争入札を行った結果として一者応札となった案件について、公募期間の延長等を検討する。環境基礎情報データベースシステムの拡張業務及び改修業務は、現システムを構築し運用管理している受託者と随意契約した。			
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有				
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有				
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	環境影響評価に関与する事業者、住民、自治体等の関係者が環境基礎情報を共有することは広く公益であり、国の負担は妥当である。			
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	情報整備モデル地区環境調査では、想定事業や地域特性に応じた調査仕様を設定し、単位面積当たりのコストを低減している。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	委託先が主体的に業務を担っており、再委託先は業務における作業補助となっている。			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	情報整備モデル地区の環境調査、環境基礎情報データベースの整備等、それぞれ事業の目的に即した費用である。			
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	情報整備モデル地区の環境調査において、受託者が低価格で応札したためである。				
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	委託先が多数に及ぶことから、効率的な事業運営のために支援業務においてマニュアル類を整備し、工程や品質を管理した。				
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	情報整備モデル地区環境情報の成果が順次取りまとめられ、目標達成に向けて推移している。			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	全国的な環境基礎情報を一元的に整備することは、個々の事業の環境影響評価の結果を収集するより効率的である。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は、当初見込みを概ね上回っている。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	調査結果のデータベース化の進捗に伴い、活用実績が向上している。今後、さらなる成果の活用が見込まれる。			
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	本事業では、全国的な既存の環境情報の整備及び情報整備モデル地区における環境基礎情報の整備を通じて、あらかじめ、事業計画の検討や環境影響評価に活用できる基盤情報を整備している。経済産業省の事業は、事業者が環境影響評価手続と並行して環境調査を前倒しして実施する場合の課題を抽出すること目的として、環境調査等の費用を補助するものである。なお、経済産業省の事業において収集した環境情報は、本事業の環境基礎情報データベースに収録し、情報を一元化して提供する予定となっている。			
	所管府省・部局名	事業番号	事業名			
	経済産業省資源エネルギー庁		環境アセスメント調査早期実施実証事業			
点検・改善結果	点検結果	本事業は、主に新たに環境影響評価法の対象事業となった風力発電事業を対象として、動植物の生息情報等の環境基礎情報の提供等を通じて、質が高く効率的な環境影響評価の実施を促進するものであり、適切な環境配慮と再生可能エネルギーの導入促進の両立を目指す重要な事業である。情報整備モデル地区における環境調査等の業務の委託に当たっては、総合評価方式の一般競争入札により実施している。				
	改善の方向性	本事業の成果として得られた環境基礎情報は、環境影響評価に関与する事業者、地方公共団体、NPO、地域住民等に広く提供し、活用を促していく。				
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
<p>・平成26年行政事業レビュー公開プロセス対象事業 平成26年度の行政事業レビューにおいて「事業全体の抜本的改善:公開プロセスでの評価を踏まえて、適切に改善を行うこと。」とされた。 行政事業レビューを踏まえた対応 事業者アンケートを実施した結果、環境基礎情報を活用したいとの回答が9割と期待が高かった。また、環境基礎情報データベースの認知度が低いこと、洋上風力発電に向けた海域の環境情報のニーズが高いこと等が明らかとなった。これを踏まえて、環境基礎情報データベースの利用促進のための周知と情報の拡充を図るとともに、洋上風力発電事業を想定した情報整備モデル地区を拡充した。</p>						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
平成22年度	-	平成23年度	323	平成24年度	319	
平成25年度	54	平成26年度	12	平成27年度	15	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

環境省 1,048百万円	
【一般競争(総合評価 委託)】平成26年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(地域固有環境情報調査)委託業務	
A.環境コンサルタント(5社)	181百万円
【随意契約】	風力発電施設等の適地として選定した情報整備モデル地区において、地域概況の資料調査及び動植物等の現地調査を実施し、環境アセスメントを実施する際に必要となる地域固有の環境情報を整備
B.環境調査会社(7社)	63百万円
	(情報整備モデル地区において、A.の環境コンサルタントの監督の下で、動植物等の現地調査等の環境調査を実施)
【一般競争(総合評価 委託)】平成27年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(地域固有環境情報調査)委託業務	
C.環境コンサルタント(19社)	552百万円
【随意契約】	風力発電施設等の適地として選定した情報整備モデル地区において、地域概況の資料調査及び動植物等の現地調査を実施し、環境アセスメントを実施する際に必要となる地域固有の環境情報を整備
D.環境調査会社(28社)	222百万円
	(情報整備モデル地区において、C.の環境コンサルタントの監督の下で、動植物等の現地調査等の環境調査を実施)
【一般競争(総合評価 委託)】平成26年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業 支援委託業務	
E.エックス都市研究所(株)【受託者】	76百万円
	アジア航測(株)【共同実施者】 44百万円
【随意契約】	情報整備モデル地区の環境情報調査等の工程管理、品質管理等の支援及び環境アセスメント環境基礎情報データベースシステムの管理、運用の支援
F.データ作成会社(1社)	8百万円
	(GISデータの検査等のデータ作成)
【一般競争(総合評価 委託)】平成27年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業 支援委託業務	
G.エックス都市研究所(株)【受託者】	65百万円
	アジア航測(株)【共同実施者】 34百万円
【随意契約】	情報整備モデル地区の環境情報調査等の工程管理、品質管理等の支援及び環境アセスメント環境基礎情報データベースシステムの管理、運用の支援
H.データ作成会社(1社)	5百万円
	(GISデータの検査等のデータ作成)
【一般競争(総合評価 委託)】平成27年度風力発電等環境アセスメント基礎情報整備モデル事業 地域既存環境情報等整備委託業務	
I. アジア航測(株)【受託者】	86百万円
	(株)パスコ【共同実施者】 40百万円
【随意契約】	環境アセスメント環境基礎情報データベースシステムに収録している全国の環境基礎情報の整備、拡充を図るための環境情報の収集・整理及びGISデータの整備・更新業務
J.データ作成会社(1社)	11百万円
	(資料整理、GISデータ入力、データ検査に関する補助)
【委託・随意契約(その他)】平成27年度環境アセスメント環境基礎情報データベースシステムハードウェア拡張委託業務	
K.アルファコンピュータ(株)	48百万円
	(データベースシステムのハードウェア機器の拡張)
【委託・随意契約(その他)】平成27年度環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム改修委託業務	
L.(株)パスコ	30百万円
【随意契約】	(データベースシステムのソフトウェアの改修)
M.システム開発会社(3社)	4百万円
	(データベースシステムのソフトウェア改修に係るプログラミング)
【一般競争(政府調達)】平成25年度から平成28年度環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム構築に係る機器借上及び保守業務(国庫債務負担行為)	
N.アルファコンピュータ(株)	21.2百万円 (平成25年度 6.7百万円、平成26,27年度 4.8百万円、平成28年度 4.9百万円)
	(データベースを搭載するサーバーシステム機器の保守、サポート)
【一般競争(総合評価)】平成25年度から平成28年度 環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム保守・運用業務(国庫債務負担行為)	
O.(株)パスコ	15.8百万円 (平成25年度 0.5百万円、平成26,27,28年度 各5.1百万円)
	(データベースシステムの保守、運用)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.三洋テクノマリン株式会社			B.有限会社環境サービス		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	現地調査、現地踏査、報告書のとりまとめ等	37	人件費・旅費	現地調査補助、データ整理補助	20
再委託費	(株) 静環検査センター、新和技術コンサルタント(株)	8	消費税	消費税	1
一般管理費	一般管理費	7			
借料及び損料	レンタカー、備船費等	7			
消費税	消費税	5			
旅費	現地調査、地域ヒアリング調査、現地踏査等	2			
その他	諸謝金、賃金、消耗品、通信運搬費	1			
計		67	計		21
C.株式会社ブレック研究所			D.株式会社野生生物保全研究所		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	現地調査、現地踏査、報告書のとりまとめ等	41	人件費・旅費	現地調査(動物)	35
再委託費	(株)ラーゴ	23	消費税	消費税	2
消費税	消費税	6			
一般管理費	一般管理費	4			
雑役務費	分析費、派遣社員雇用費	4			
旅費	現地調査、現地ヒアリング調査、現地踏査等	3			
賃金	アルバイト雇用費	1			
その他	借料及び損料、消耗品費、印刷製本費、諸謝金	1			
計		83	計		37
E.株式会社エックス都市研究所			F.株式会社応用地理研究所		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
共同実施費	アジア航測株式会社	44	人件費	GISデータ検査、メッシュ化作業	5.6
人件費	自治体公募支援、報告書検収、説明会開催等	24	消費税	消費税	0.4
消費税	消費税	6			
旅費	現地調査立会い、自治体ヒアリング等	1			
その他	諸謝金、会議費、借料及び損料、賃金、消耗品、通信運搬費、通信運搬費、印刷製本費等	1			
計		76	計		6
G.株式会社エックス都市研究所			H.株式会社応用地理研究所		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
共同実施費	アジア航測株式会社	34	人件費	GISデータ検査、メッシュ化作業	4.2
人件費	自治体公募支援、報告書検収、講習会開催等	25	消費税	消費税	0.5
消費税	消費税	5			
その他	旅費、諸謝金、会議費、借料及び損料、賃金、消耗品、通信運搬費、印刷製本費等	1			
計		65	計		4.7

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	三洋テクノマリン(株)	2010001044539	地域固有環境情報調査 (静岡・鳥取・鹿児島)	67	一般競争入札	1	97%	
2	(株)環境総合テクノス	9120001077653	地域固有環境情報調査 (長崎県対馬市南部沖)	56	一般競争入札	3	96%	
3	三洋テクノマリン(株)	2010001044539	地域固有環境情報調査 (福岡県北九州市沖)	24	一般競争入札	4	78%	
4	(株)東京久栄	9010001061230	地域固有環境情報調査 (鹿児島県薩摩川内市沖)	21	一般競争入札	5	74%	
5	(株)パスコ	5013201004656	地域固有環境情報調査 (長崎県新上五島町沖)	13	一般競争入札	7	43%	

B

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(有)環境サービス	2140002064374	地域固有環境情報調査 (長崎県対馬市南部沖)	21	随意契約 (その他)	-	-	
2	海山川里(株)	7140001024960	地域固有環境情報調査 (長崎県新上五島町沖)	13	随意契約 (その他)	-	-	
3	ソノエンジニアリング(株)	2120001111154	地域固有環境情報調査 (福岡県北九州市沖)	11	随意契約 (その他)	-	-	
4	新和技術コンサルタント(株)	3340001005358	地域固有環境情報調査 (静岡・鳥取・鹿児島)	6.7	随意契約 (その他)	-	-	
5	(株)MMT	2030001027608	地域固有環境情報調査 (長崎県新上五島町沖)	4.6	随意契約 (その他)	-	-	
6	(一財)鹿児島県環境技術協会	8340005000342	地域固有環境情報調査 (鹿児島県薩摩川内市沖)	4	随意契約 (その他)	-	-	
7	(株)静環検査センター	3080001016530	地域固有環境情報調査 (静岡・鳥取・鹿児島)	1.8	随意契約 (その他)	-	-	

C

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)プレック研究所	5010001081785	地域固有環境情報調査 (島根県大田市)	83	一般競争入札	1	99%	
2	アジア航測(株)	6011101000700	地域固有環境情報調査 (徳島県鳴門市)	65	一般競争入札	8	96%	
3	日本工営(株)	2010001016851	地域固有環境情報調査 (青森県)	54	一般競争入札	1	85%	
4	日本工営(株)	2010001016851	地域固有環境情報調査 (岩手県二戸市)	46	一般競争入札	6	66%	
5	アジア航測(株)	6011101000700	地域固有環境情報調査 (岩手県(2))	40	一般競争入札	1	70%	
6	(株)プレック研究所	5010001081785	地域固有環境情報調査 (福島県郡山市・須賀川市)	38	一般競争入札	5	42%	
7	三洋テクノマリン(株)	2010001044539	地域固有環境情報調査 (千葉県九十九里浜沖)	30	一般競争入札	4	51%	
8	いであ(株)	7010901005494	地域固有環境情報調査 (兵庫県)	29	一般競争入札	3	49%	
9	(株)環境総合テクノス	9120001077653	地域固有環境情報調査 (長崎県対馬市南部沖)	27	一般競争入札	3	75%	
10	(株)パスコ	5013201004656	地域固有環境情報調査 (茨城県鹿島灘沖)	27	一般競争入札	4	51%	

D

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)野生生物保全研究所	6120001093570	地域固有環境情報調査 (徳島県鳴門市)	37	随意契約 (その他)	-	-	
2	(株)ラーゴ	4160001011043	地域固有環境情報調査 (島根県大田市)	25	随意契約 (その他)	-	-	
3	(株)アイ環境計画同人	6010001009372	地域固有環境情報調査 (岩手県二戸市)	24	随意契約 (その他)	-	-	
4	(株)アイ環境計画同人	6010001009372	地域固有環境情報調査 (青森県)	19	随意契約 (その他)	-	-	
5	(株)野生生物保全研究所	6120001093570	地域固有環境情報調査 (岩手県(2))	18	随意契約 (その他)	-	-	
6	(株)ZACCO	9012401004933	地域固有環境情報調査 (福島県郡山市・須賀川市)	14	随意契約 (その他)	-	-	
7	ソシオエンジニアリング(株)	2120001111154	地域固有環境情報調査 (千葉県九十九里浜沖)	10	随意契約 (その他)	-	-	
8	(株)地域環境計画	6010901007401	地域固有環境情報調査 (高知県梶原町)	6	随意契約 (その他)	-	-	
9	西部環境調査(株)	8310001005587	地域固有環境情報調査 (長崎県杵岐市南部沖)	6	随意契約 (その他)	-	-	
10	(有)環境サービス	2140002064374	地域固有環境情報調査 (長崎県対馬市南部沖)	6	随意契約 (その他)	-	-	

E

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)エックス都市研究所【受注者】	4013301013616	基礎情報整備モデル事業 (支援業務)	76	一般競争入札	1	93%	
2	アジア航測(株)【共同実施者】	6011101000700	基礎情報整備モデル事業 (支援業務)	44	一般競争入札	-	-	

F

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社応用地理研究所	6012701002103	基礎情報整備モデル事業 (支援業務)	6	随意契約 (その他)	-	-	

G

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)エックス都市研究所【受注者】	4013301013616	基礎情報整備モデル事業 (支援業務)	65	一般競争入札	1	99%	
2	アジア航測(株)【共同実施者】	6011101000700	基礎情報整備モデル事業 (支援業務)	34	一般競争入札	-	-	

H

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社応用地理研究所	6012701002103	基礎情報整備モデル事業 (支援業務)	4.7	随意契約 (その他)	-	-	
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							<input checked="" type="checkbox"/>	チェック

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1	N	(株)パスコ	5013201004656	環境基礎情報データベース システム保守・運用業務	5	随意契約 (その他)	-	-	
2	O	アルファコンピュータ(株)	8010701019405	環境基礎情報データベース システム機器借上等業務	5	一般競争入札	-	-	

I.アジア航測株式会社			J有限会社アスタリスク		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
共同実施費	株式会社パスコ	40	人件費	資料整理、GISデータ入力、データ検査作業に関する補助	4.6
人件費	新たな地域既存環境情報の収集、整理、整備等	13	消費税	消費税	0.4
一般管理費	一般管理費	13			
再委託費	(株)ユニテック、(株)プライムプラン、(株)応用地理研究所	10			
消費税	消費税	6			
賃金	アルバイト雇用費	4			
計		86	計		5
K.アルファコンピュータ株式会社			L.株式会社パスコ		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
備品費	ハードウェア、ソフトウェア	33	人件費	設計・開発・テスト・システム移行等	10
人件費	設計・機器導入・テスト・支援等	6	一般管理費	一般管理費	8
一般管理費	一般管理費	6	雑役務費	派遣職員費	6
消費税	消費税	3	外注費	(株)ESRIジャパン、(株)SINC、セコムトラストシステムズ(株)	4
			消費税	消費税	2
計		48	計		30
M.株式会社SINC			N.アルファコンピュータ株式会社		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
消耗品費	プログラム一式	2.9	借料及び損料	ハードウェア、ソフトウェア、サポート費用	4
消費税	消費税	0.2	その他	人件費、消費税	1
計		3.1	計		5
O.株式会社パスコ					
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	データシステムの保守・運用	4			
その他	一般管理費、消費税	1			
計		5	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

別紙3

I

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	アジア航測(株)【受注者】	6011101000700	環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(地域既存)	86	一般競争入札	1	98%	
2	(株)パスコ【共同実施者】	5013201004656	環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(地域既存)	40	一般競争入札	-	-	

J

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(有)アスタリスク		環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(地域既存)	5	随意契約 (その他)	-	-	
2	(株)応用地理研究所	6012701002103	環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(地域既存)	4.3	随意契約 (その他)	-	-	
3	東京カートグラフィック(株)	7011301004830	環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(地域既存)	4.3	随意契約 (その他)	-	-	
4	(株)プライムプラン	7070001002833	環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(地域既存)	3.2	随意契約 (その他)	-	-	
5	(株)ユニテック	1430001021645	環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(地域既存)	3.2	随意契約 (その他)	-	-	
6	(有)エコビルデザイン	6011102015648	環境アセスメント基礎情報整備モデル事業(地域既存)	3.2	随意契約 (その他)	-	-	

K

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	アルファコンピュータ(株)	8010701019405	環境基礎情報データベースシステムハードウェア拡張	48	随意契約 (その他)	-	-	

L

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)パスコ	5013201004656	環境基礎情報データベースシステム改修委託業務	30	随意契約 (その他)	-	-	

M

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	(株)SINC	4020001086933	環境基礎情報データベースシステム改修委託業務	3.1	随意契約 (その他)	-	-	
2	(株)ESRIジャパン	6010001101113	環境基礎情報データベースシステム改修委託業務	0.7	随意契約 (その他)	-	-	
3	セコムトラストシステム(株)	4011001040781	環境基礎情報データベースシステム改修委託業務	0.6	随意契約 (その他)	-	-	

平成26年度公開プロセスにおける指摘を踏まえた事業の改善

<平成26年度行政事業レビューの評価とコメント> 事業の抜本的改善

風力発電を効率的に普及するという事に反対するものではない。しかし、本事業によって環境アセスメントの基礎情報を事前整備することと、個別事業者が環境アセスメントを行おうとする段階で支援することのどちらが費用対効果の観点から見て良いのかを明確にする必要がある。

<事業の在り方に関する再検討>

- 2050年80%減等*の目標の中で、再生エネルギーの導入量拡大は必要不可欠。
* 2030年に2013年度比26%削減（H27.7日本の約束草案）
- 導入ポテンシャルに基づく風力発電の導入目標量（2030年:3250万kW、中環審高位目標量）等*に照らせば、既に事業化を予定している個別事業者の支援に加えて、累積的な環境影響を回避し、環境基礎情報の整備や地元理解の醸成等による事業実施基盤の底上げによる事業化の促進が不可欠。
* 2015年実績：317万kW

事業者アンケートを実施
(平成26年8月、20社から回答)

- ◆ 情報整備モデル地区環境情報を：是非活用したい、機会があれば活用したい： **90%**
- ◆ 情報整備モデル地区で：事業化を検討している、したことがある、検討したい： **35%**
- ◆ 情報整備モデル事業を：よく知らない、内容をよく知らない： **45%**
- ◆ その他自由意見等：情報データベースの拡充 洋上の環境情報が必要 等

<事業の改善に向けた取組>

□ 事業者ニーズを踏まえた環境基礎情報・データベースの整備

- ◆ 既設の風力発電所、アセス手続中の風力発電所、風況ポテンシャル、保全すべき地域の指定の状況等、様々な情報を地図情報（GIS）で閲覧できる環境を整備

□ 導入拡大が見込まれる洋上風力の調査技術の確立

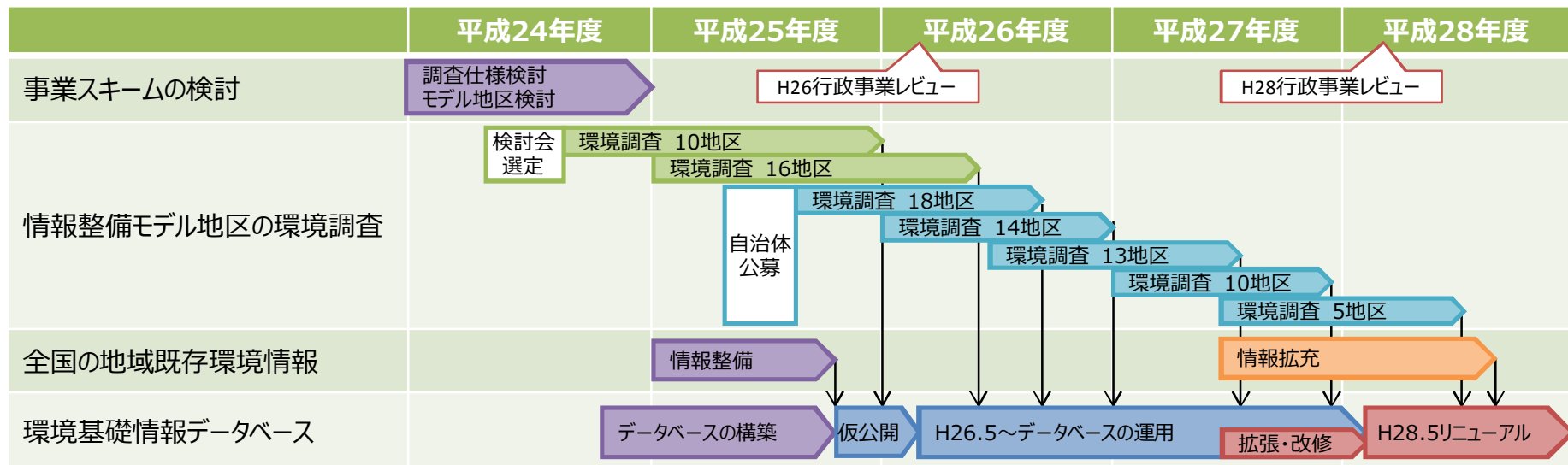
- ◆ 鯨類の音響調査、海鳥の洋上センサス調査等の海域の環境調査技術の確立に向けた調査手法の導入

□ 関係者への事業内容の周知、情報活用の促進

- ◆ 関係団体や地方公共団体等に向けて、説明会、会報での紹介、メールマガジン等を活用し、事業の趣旨を説明するとともに、情報を提供

事業の成果の活用状況

<情報整備モデル事業の進捗状況>



<情報整備モデル地区環境情報の利用状況>

- 情報整備モデル地区の報告書は、環境基礎情報データベースから閲覧可能

年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
データベースの閲覧者数 (Visit数)	1,143	3,777	4,229
データベースの閲覧数 (Page View数)	559,638	681,739	536,263

- 重要種の生息情報について、事業者等の利用申請に基づいて延べ41地区の情報を提供

想定事業	モデル地区	申請数	事業化検討中の案件
陸上風力	59地区	18地区	14件 (事業構想段階～アセス手続中)
洋上風力	25地区	23地区	11件 (事業構想段階～アセス手続中)
地熱	2地区	0地区	2件 (掘削調査中、建設準備中)

※ 事業化検討中の案件：公表資料等で、具体的に確認できたもののみカウントした。

<環境影響評価の効率化の状況>

- 情報整備モデル地区における案件で、アセス手続を“概ね2年”で終了する見通し

事業	配慮書届出	現在 (23か月目)
(仮称)潟上海岸における風力発電事業	H26. 8.8	H28.6 評価書作成中
(仮称)秋田・潟上ウインド34風力発電事業	H26. 8.8	H28.6 評価書作成中

環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム

データベースシステムの全体構成

①地理情報システム（GIS）

- 風力発電所・地熱発電所情報、情報整備モデル地区環境情報、地域既存環境情報を収録。地図上に表示して閲覧

②情報整備モデル地区環境情報 報告書

- 情報整備モデル地区で実施した地域文献調査、地域ヒアリング調査、現地調査の報告書（PDF）を収録（81地区を収録）

③参考文献

- 鳥類への影響（バードストライク）や騒音・低周波音に関する文献資料情報等を検索、閲覧

④環境影響評価事例

- 都道府県等の条例に基づく風力発電事業の環境影響評価書の検索・閲覧

Basic environmental information database system for Environmental Impact Assessment

環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム

トップページ > [メインページ](#)

[トップページに戻る](#)

このサイトは、風力発電事業の計画立案や、環境アセスメントに活用可能な自然環境や社会環境の情報を地図上で閲覧できる地理情報システム（GIS）で提供するとともに、バードストライクや騒音等に関する文献情報、これまでの環境影響評価事例の情報を提供しています。

システムの利用方法については「[利用手引き（pdf）](#)」をご参照ください。

 <h4>地理情報システム（GIS）</h4> <p>次の情報を地図上に重ねて閲覧することができます。</p> <ul style="list-style-type: none">風力発電所・地熱発電所情報 詳細はこちら情報整備モデル地区環境情報 詳細はこちら地域既存環境情報 詳細はこちら <p>地図を見る</p>	 <h4>情報整備モデル地区環境情報報告書</h4> <p>情報整備モデル地区環境情報の報告書を閲覧、ダウンロードできます。</p> <p>詳細はこちら</p> <p>報告書を見る</p>
 <h4>参考文献</h4> <p>風力発電に関する以下の情報を検索・閲覧することができます。</p> <ul style="list-style-type: none">鳥類・コウモリ類への影響に関する文献資料情報騒音・低周波音に関する文献資料情報風力発電等に関する指針・ガイドライン情報風車諸元（規模、仕様等）の情報 <p>詳細はこちら</p> <p>文献を見る</p>	 <h4>環境影響評価事例</h4> <p>環境影響評価法や条例等に基づいて行われた風力発電所・地熱発電所に係る環境影響評価書の記載内容（概要）を閲覧できます。</p> <p>詳細はこちら</p> <p>事例を見る</p>

環境省総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室
〒100-8975 東京都千代田区錦ヶ丘1-2-2
E-mail sokan-shinsa@env.go.jp

<https://www2.env.go.jp/eiadb/>

平成28年5月にリニューアル
＜主なリニューアルの内容＞

- 「地域既存環境情報」「情報整備モデル地区環境情報」の地理情報システム（GIS）を統合して、併せて表示できるよう改善
- 風力発電所・地熱発電所情報や新たな地域既存環境情報を収録

風力発電所情報 情報整備モデル地区環境情報 [表示例]

■情報整備モデル地区環境情報

情報整備モデル地区

情報整備モデル地区

調査範囲

調査範囲

■風力発電所・地熱発電所情報

既設の風力発電所(発電所位置)

既設の風力発電所(発電所位置)

既設の風力発電設備(風車位置)

既設の風力発電設備(風車位置)

計画中の風力発電所

配慮書段階

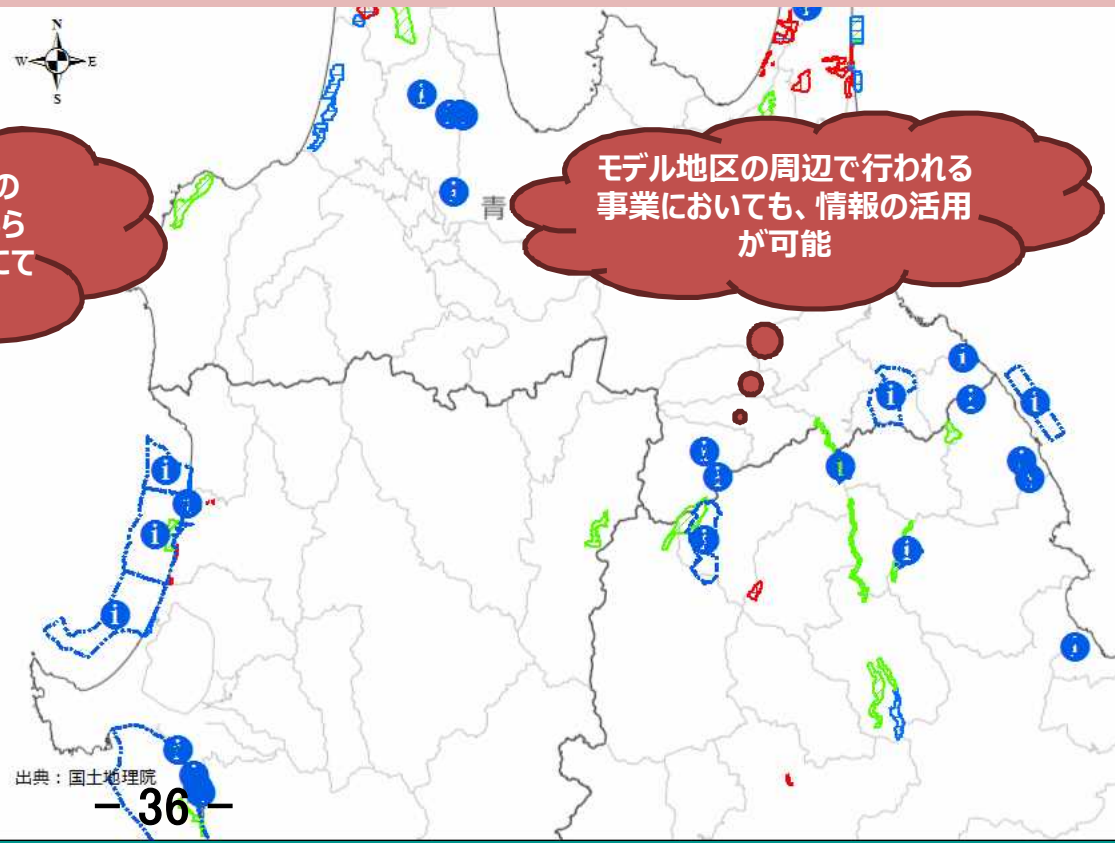
準備書段階

評価書段階

- 風況等から選定した情報整備モデル地区の周辺では、類似の環境における事業計画が多く進められている。
- 情報整備モデル地区報告書では、現地調査結果に限らず、地域ヒアリング調査、文献調査等の情報を収録しており、調査計画立案、事業計画立案に活用することを促し、質が高く効率的な環境影響評価を促進する。

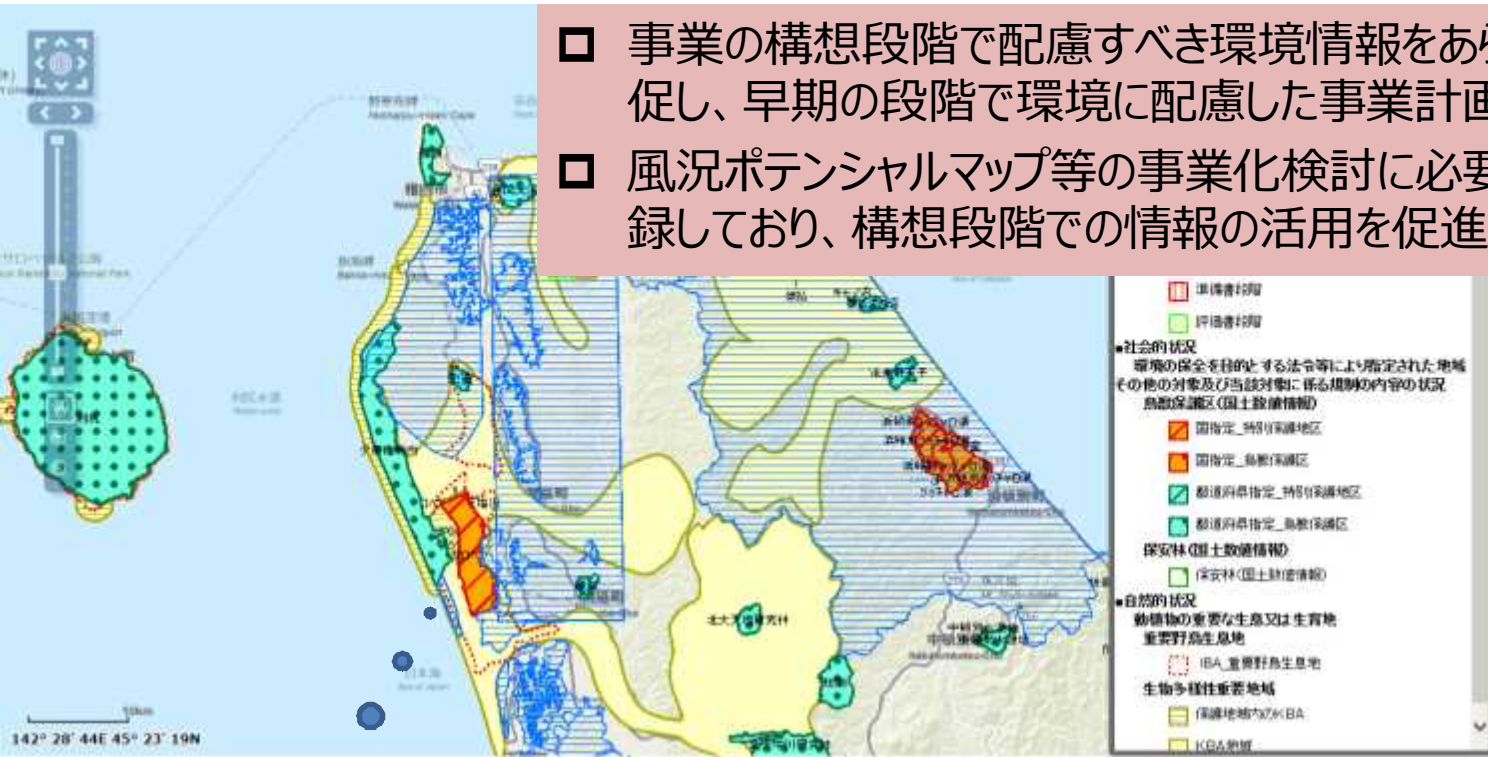
既設の風力発電所や近隣の他の事業計画との関係をおおきく確認し、データベースにて情報を参照可能

モデル地区の周辺で行われる事業においても、情報の活用が可能



出典：国土地理院

- 事業の構想段階で配慮すべき環境情報をあらかじめ確認することを促し、早期の段階で環境に配慮した事業計画の策定を促進する。
- 風況ポテンシャルマップ等の事業化検討に必要な情報を併せて収録しており、構想段階での情報の活用を促進する。



guest ログイン中

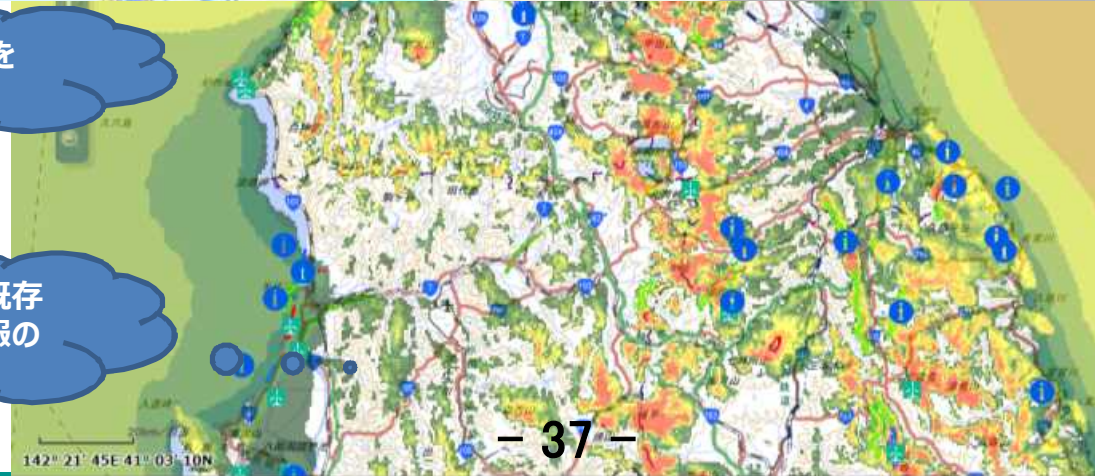
情報項目 背景図 情報表示 印刷

凡例

- 情報整備モデル地区環境情報
- 情報整備モデル地区
- 情報整備モデル地区
- 風力発電所-地熱発電所情報
- 既設の風力発電所(発電所位置)
- 計画中の風力発電所
- 配成書
- 準備書
- 評価書
- 自然的状況
- 大気環境の状況
- 風況マップ(全国)
- 5.5m/s~6.0m/s
- 6.0m/s~6.5m/s
- 6.5m/s~7.0m/s
- 7.0m/s~7.5m/s
- 7.5m/s~8.0m/s
- 8.0m/s~8.5m/s
- 8.5m/s~9.0m/s
- 9.0m/s以上

重要野鳥生息地を事前にチェック

風況ポテンシャルや既存の発電所などの情報のチェック



事業の成果の今後の活用について

＜環境基礎情報データベースのコンテンツの拡充＞

□ 情報整備モデル地区環境情報

- 情報整備モデル地区における環境調査はH28で終了、データベースに収録。
- 自治体公募地区を中心に、事業構想を検討中の地区が多数。特に、洋上風力地区では、多くの地区で事業構想が検討されている。

情報整備モデル地区の環境基礎情報の活用を通じて、効率的な環境影響評価を促進し、事業化を促す。

□ 新たな環境影響評価の技術手法に関する情報

- 鯨類の水中音響調査、海鳥の洋上センサス調査など海域における環境調査の新たな手法に係る知見を集積。
- 全てのモデル地区の調査結果を総合的に解析（猛禽類の飛翔特性、海鳥の飛翔高度、鯨類の生態特性等）

・ 洋上風力の環境調査の技術手法として取りまとめ（H28）
・ 調査データの解析結果を技術的な知見として取りまとめ（H28）
⇒環境アセスメントでの活用を促す。

□ 関連する環境基礎情報

- 風況マップ（環境省地球環境局、～H27）、渡り鳥実態調査（環境省自然環境局、H28～H29）、前倒調査実証事業（経産省、H26～H29）、環境影響評価事例情報、等の関連する環境基礎情報の収集

環境基礎情報を地図情報（GIS）に収録（H28～H29）、情報の一元化により、効率的な環境影響評価の実施を促進。

＜環境基礎情報データベースの周知、活用促進＞

- 関係団体（日本風力発電協会、日本環境アセスメント協会等）への説明会等を通じて、情報の活用を促進
- 地方公共団体への周知（全国環境影響評価担当課長会議、環境影響評価情報支援ネットワーク等）を通じて情報の活用を促進

⇒ **情報整備モデル地区をはじめとして、環境保全と両立した形で風力発電等の導入促進。**

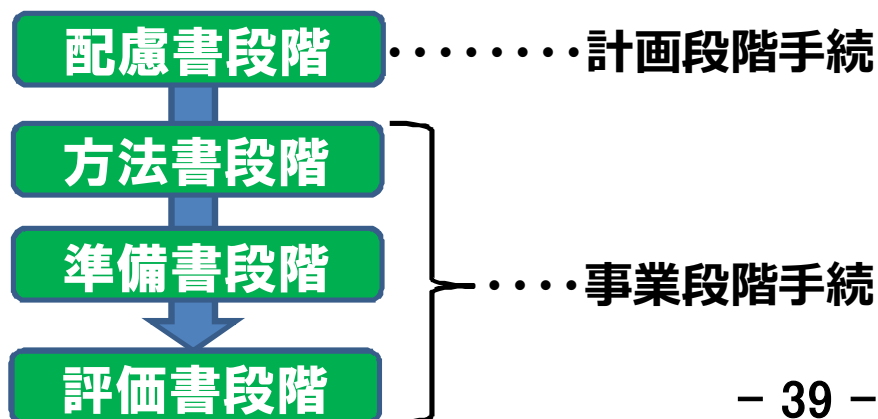
⇒ **長期的に再生可能エネルギーの導入拡大に貢献。**

<参考> 風力発電所に係る環境アセスメントについて

- 地球温暖化対策の推進により、風力発電事業の大幅な増加が予想。
- 風力発電事業による騒音、バードストライク、自然環境の改変、景観への影響等が問題が報告されていた。
⇒平成24年10月から、風力発電所設置事業を対象事業として追加。

- 他国と比べて、日本では、自然環境が多様、人口密度も高い（住居周辺は騒音影響が懸念）など配慮すべき点は多い。

環境アセスメント手続の流れ



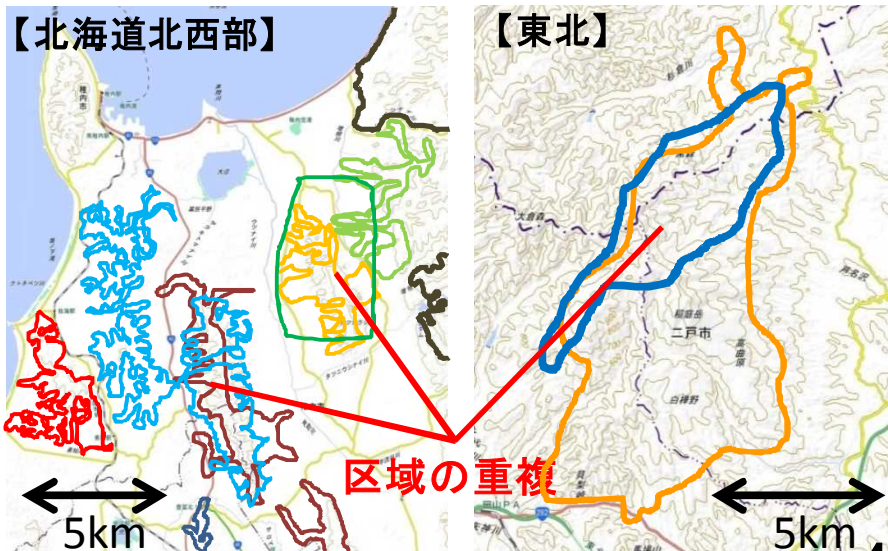
<参考> 風力発電所に関して考慮が必要となる例

- ◆ 一部の地域において、事業計画が集中する傾向。また、大規模な事業計画が存在。このため、事業実施想定区域の設定に当たり、以下のケースが確認。

同一区域で事業が重複するケース

- ◆ 同一区域で事業計画が重複するケースが近年増加。
- ◆ 同一区域内における複数事業の実施は考えにくく、実現可能性が疑われる事業内容により、
 - 環境影響が適切に予測・評価されないおそれ。
 - 関係者の意見が適切に反映されないおそれ。
 - アセスの迅速化にも支障をきたすおそれ。

<同一区域で事業計画が重複するケースの例>



区域を広範に設定するケース

- ◆ 住居、市街地や鳥獣保護区等、地域特性を十分考慮せず、地域一帯を広範に区域設定するケースがある。
- ◆ 今後、事業計画の分割を想定。
- ◆ 既存文献等による情報収集が不十分となり、環境影響の重大性、回避・低減の可能性について、十分な検討が行われていない場合がある。

【北海道北西部】



<参考> 風力発電所、地熱発電所の環境アセスメントの迅速化

発電所設置の際の環境アセスメントの迅速化等に関する連絡会議 中間報告（平成24年11月27日）

審査プロセスの運用改善による期間短縮

- 【国の取組】
 - ・審査の過去事例、よく出される質問、指摘事項等の整理、公表
 - ・自治体の審査と並行して実施 等
- 【自治体の取組】
 - ・住民意見、事業者見解等が揃う前から実質審査を開始する 等

「発電所設置の際の環境アセスメントに係る審査の迅速化について(技術的助言)」(環政評発第121130301号)

環境アセスメントの簡素化

【環境省】

- 風況や地熱ポテンシャル等の事業採算性に加え、猛禽類等の重要種に対する環境影響の回避・低減の観点、地方公共団体の意向を踏まえて選定した情報整備モデル地区において、現地調査等による動植物・生態系等の環境情報や地方公共団体等が有する動植物分布情報等を収集し環境基礎情報データベースとして整備する。

→ 環境アセスメント基礎情報整備モデル事業

【経済産業省】

- 風況に優れ、系統接続が可能な有望地域や地熱発電の有望地域でありながら現地調査の長期化が見込まれるなど、事業上のリスクが高い地域において、準備書等において活用可能なデータ整備のため、必要な調査を前倒しで実施する事業者に補助を行うことについて検討を行う。

→ 環境アセスメント調査早期実施実証事業

【風力・地熱発電所の環境アセスメント期間】

通常3～4年程度 → ~~4~~ おおむね半減 まで短縮を目指す

<参考> 環境アセスメント基礎情報整備モデル事業の概要

目的

- 環境アセスメントに活用できる環境基礎情報（貴重な動植物の生息・生育状況等の情報）のデータベース化及びその提供を通じて、質が高く効率的な環境アセスメントの実施を促進する。

期待される効果

- 風力発電等により影響を受けやすい場所を予め明らかにすることによる環境影響の回避・低減。
- 事業者が情報を活用することによる質の高い環境アセスメントの効率的な（＝環境調査期間の短縮化）実施が可能。
⇒ 風力発電等の早期大規模導入に資する。

モデル地区の環境基礎情報の調査

- モデル地区の選定（環境省、地方自治体）
陸上風力 / 洋上風力 / 地熱
- 文献調査、現地調査、ヒアリング調査
 - ・渡り鳥の飛来ルート
 - ・猛禽類の営巣状況
 - ・動植物の生息・生育状況等

全国の地域既存環境情報の収集

- 土地利用規制等の情報
- 動植物の分布情報
- 国内外の技術情報



環境アセスメント 環境基礎情報 データベース

- ・ データベースとして整備・提供
- ・ 地図情報はWEB-GISで閲覧可能

閲覧・情報の活用

風力発電等事業者

- ・ 初期の立地調査や現況調査の省略・効率化
- ・ 事業の円滑化（期間短縮と環境調査費用の低減効果、環境問題化するリスクを軽減）

住民、地方自治体

- ・ 情報を閲覧し、風力発電事業等の環境影響評価手続に関与することで、情報交流が拡大

<参考> 情報整備モデル地区の選定状況

環境省選定地区 (H24～H25)

自治体公募による選定地区 (H25～H27)

H24

H25

H25追加選定

H26

H26追加選定

H27

H27追加選定

都道府県	地区名
北海道	上ノ国町
青森県	青森市
	横浜町
岩手県	洋野町(種市)
秋田県	由利本荘市(岩城)
山形県	小国町
福島県	いわき市(雨降山)
福井県	小浜市
山口県	萩市(弥富上)
鹿児島県	阿久根市
9道県	10地区

都道府県	地区名
北海道	八雲町
	島牧村
青森県	田子町
岩手県	洋野町(中野)
秋田県	由利本荘市(東由利)
	大仙市
	能代市沖
湯沢市	湯沢市
	館山市
千葉県	君津市
山口県	阿武町・萩市
	下関市
愛媛県	砥部町・内子町
長崎県	西海市沖
熊本県	芦北町
鹿児島県	指宿市
10道県	16地区

都道府県	地区名
北海道	稚内市沖
岩手県	普代村・野田村
	洋野町沖
秋田県	秋田市・潟上市
	南部沖
	北部沖
福島県	いわき市(一本ぶな)
	古殿町
	天栄村
	南相馬市・飯館村
静岡県	御前崎港
兵庫県	神河町
鳥取県	中部沖
山口県	萩市(権現山)
福岡県	北九州市沖
	五島市黄島沖
長崎県	長崎市池島町沖
鹿児島県	串木野港
11道県	18地区

都道府県	地区名
北海道	二セコ町
	岩内町沖
	寿都町
	寿都町沖
青森県	八戸市
秋田県	能代市
福島県	南相馬市
石川県	輪島市
静岡県	磐田市
愛媛県	八幡浜市
高知県	室戸市
福岡県	北九州市沖
長崎県	新上五島町沖
鹿児島県	薩摩川内市沖
11道県	14地区

都道府県	地区名
北海道	八雲町山崎
青森県	五所川原市金木町
	五所川原市魔ノ岳
	八戸市南郷区
岩手県	奥州市
	久慈市
兵庫県	豊岡市竹野町
	豊岡市但東町
	新温泉町
静岡県	牧之原市沖
兵庫県	洲本市沖
島根県	出雲市沖
新潟県	村上市沖
8道県	13地区

都道府県	地区名
岩手県	二戸市浄法寺町
	二戸市仁左平
福島県	郡山市御霊櫃峠
	郡山市諏訪峠
	郡山市・須賀川市
京都府	伊根町
鳥取県	鳥取市
島根県	大田市朝山
	大田市鳥井
徳島県	鳴門市
6府県	10地区

都道府県	地区名
茨城県	鹿島灘沖※
千葉県	九十九里浜沖※
高知県	梶原町
長崎県	舌崎市南部沖
	対馬市南部沖
4県	5地区

※ 環境省提案による選定

想定事業	調査面積
陸上風力	443 km ²
洋上風力	5,820 km ²
地熱	4 km ²
注：準備中、調査中の地区を含む	

平成27年度までに23道府県86地区（陸上風力59地区、洋上風力25地区、地熱2地区）で事業を実施

<参考> 情報整備モデル地区における環境基礎情報の調査

地域文献調査

- モデル地区周辺の土地利用状況、土地利用規制の状況等に関する情報、重要な動植物の生息状況に関する情報等の収集、整理。

地域ヒアリング調査

- 地域の有識者へのヒアリングにより、生息可能性のある生物種の情報、現地調査実施時の留意点等を調査。

現地調査

- 想定される事業種に応じて、動植物、景観等の環境要素ごとに調査内容を設定。
- 民間の環境調査会社による現地調査を実施。

現地調査項目

○陸上風力を想定した地区

水環境	水質	水の濁り
その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質
動物	重要な種及び注目すべき生息地	哺乳類
		鳥類
		希少猛禽類
		渡り鳥
		ガン、ハクチョウ類
		爬虫類・両生類
		魚類
		昆虫類
植物	重要な種及び重要な群落	植物相
		植生
生態系	地域を特徴づける生態系	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに眺望景観	
人と自然との触れ合い活動の場	主要な人と自然との触れ合い活動の場	

○洋上風力を想定した地区

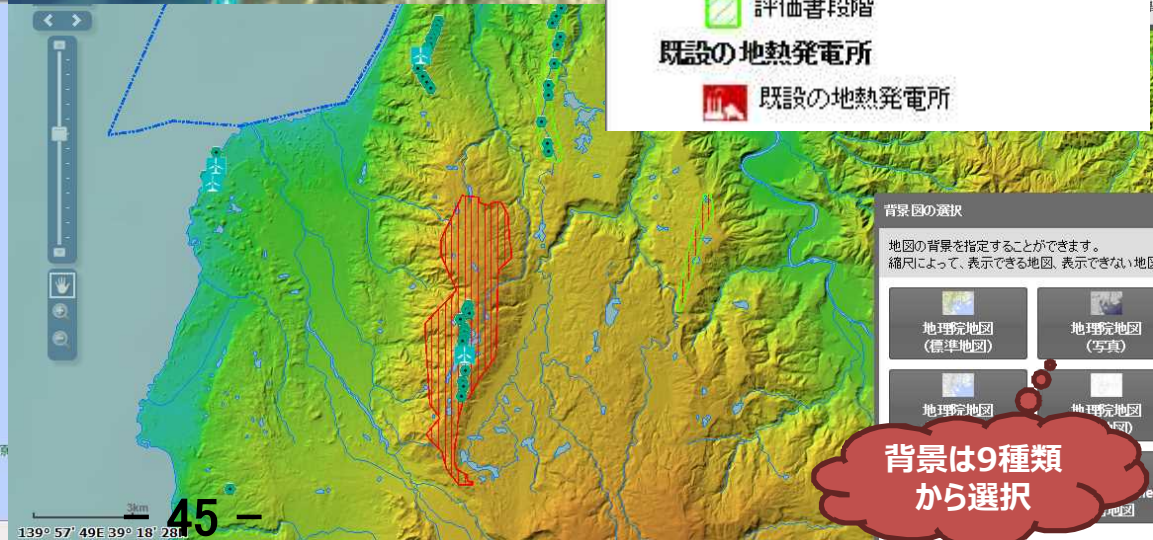
動物	重要な種及び注目すべき生息地	鳥類 ・海生鳥類相 ・陸生鳥類相 ・海ワシ類
	海域に生息する動物	音響調査が可能な鯨類 干潟・藻場・サンゴ礁に生息する動物
生態系	地域を特徴づける生態系	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	

<参考>

環境アセスメント環境基礎情報データベースシステム

地理情報システム (GIS) : 風力発電所・地熱発電所情報 [表示例]

環境影響評価に関与する様々な主体（事業者、住民、自治体等）が活用可能な情報を拡充



- 凡例
- 情報整備モデル地区環境情報
 - 情報整備モデル地区
 - 調査範囲
 - 風力発電所・地熱発電所情報
 - 既設の風力発電所(発電所位置)
 - 既設の風力発電設備(風車位置)
 - 既設の風力発電設備(風車位置)
 - 計画中の風力発電所
 - 配慮書段階
 - 準備書段階
 - 評価書段階
 - 既設の地熱発電所

背景図の選択

地区の背景を指定することができます。縮尺によって、表示できる地区、表示できない地区

- 地理院地図 (標準地図)
- 地理院地図 (写真)
- 地理院地図
- 地理院地図 (Web)

□ 事業の構想段階で配慮すべき環境情報をあらかじめ確認することにより環境への影響を回避・低減



情報整備モデル地区環境情報の報告書

検索

検索結果 [57件のデータが一致しました]

No.	年度	地域	想定事業
1			
2	平成24年度	青森県青森市	青森県立中央大学 新キャンパス建設事業
3	平成24年度	岩手県洋野町	岩手県立大学 新キャンパス建設事業
4	平成24年度	秋田県由利町	秋田県立大学 新キャンパス建設事業

ダウンロード

- 情報整備モデル地区の報告書を「都道府県別」で検索可能
- 報告書の記載内容をフリーワードで検索可能
 たとえば「渡り鳥」などのキーワードが記載された報告書を検索可能
- 該当する報告書はPDFでダウンロード可能

閲覧

図 3-24 視察地図

凡例

- 情報整備モデル地区

出典：国土利用計画部 国土利用計画課（調査年度）1/5 30分間の調査（調査年度）1/5 30分間の調査（調査年度）1/5 30分間の調査

図 5-109 (3) 主要な観望点および眺望景観の状況 (中里城跡史跡公園協議会)

表 5-109 (3) 主要な観望点および眺望景観の状況 (中里城跡史跡公園協議会)

観望点	観望時期	眺望景観
中里城跡史跡公園協議会	平成26年11月12日 9:25~9:33	平成27年7月10日 13:49~14:14
GPS座標	緯度: 40° 58' 11.53"	経度: 140° 56' 21.96"
観望時期	晴天	晴天
撮影日時	平成26年11月12日 9:25~9:33	平成27年7月10日 13:49~14:14
天候	晴	晴
撮影機材	カメラ: canon EOS M レンズ: canon EF-M	カメラ: canon EOS Kiss X3 レンズ: canon EF-S
撮影条件	焦点距離: 25mm (35mmフィルム換算) F値: 11.0 露出時間: 1/125秒	焦点距離: 25mm (35mmフィルム換算) F値: 10.0 露出時間: 1/500秒

主要な観望点の状況

新設景観

[5件のデータがあります]

各行の表題をクリックすると詳細がみられます。

No.	事業名	種別	都道府県	年
1	上矢作大船牧場における風力発電所設置事業	風力発電所（陸上）	三重県	2007
2	ウインドパーク笠取風力発電事業	風力発電所（陸上）	三重県	2011
3	青山高原ウインドファーム風力発電増設事業	風力発電所（陸上）	兵庫県	2006
4	CEF南あわじウインドファーム事業	風力発電所（陸上）	静岡県	2007
5	浜松風力発電事業	風力発電所（陸上）		

- 最近の環境影響評価図書の情報を収録予定
- 事業計画の概要だけでなく、調査の事例、環境保全措置の事例等を参照可能

[手続情報](#)
[事業概要](#)
[項目選定理由](#)
[調査方法](#)
[予測・評価](#)
[環境保全措置](#)
[出現生物種情報](#)
[意見・見解](#)
[目次](#)
[関連図書](#)
[事後調査](#)

表示内容をダウンロードする

項目名	内容
植物群落	アカマツ・ヤマツツジ群集、アカマツ・ススキ群落、コナラ・クリ群集、リョウブ群落、リョウブ・アセビ群落、アカメガシワ・カラスザンショウ群落、ウラジロガシ・ツブラジイ群落、スギ・ヒノキ植林、スギ・ヒノキ植林(若齢林)、伐採跡地群落、ススキ・シバ群落、マツバイ群落、フトヒルムシロ群落、樹園地など、市街地・造成地・道路など、人工草地、開放水域
哺乳類	ヒミズ、モグラ科の一種、ヒナコウモリ科の一種、ニホンザル、ノウサギ、アカネズミ、ヒメネズミ、タヌキ、キツネ、テン、Mustela属の一種、ニホンイノシシ、ニホンジカ
鳥類	カワウ、アオサギ、カルガモ、トビ、ツミ、キジ、キジバト、アオバト、カッコウ、ツツドリ、ホトトギス、アマツバメ、ヤマセミ、アカゲラ、コゲラ、ツバメ、コシアカツバメ、イワツバメ、キセキレイ、ハクセキレイ、セグロセキレイ、ヒンズイ、モズ、カワガラス、ミンサザイ、コマドリ、ジョウビタキ、トラツグミ、アカハラ、シロハラ、マミチャジナイ、ツグミ、ヤブサメ、ウグイス、ムギマキ、エナガ、コガラ、ヒガラ、ヤマガラ、シジュウカラ、ゴジュウカラ、メジロ、ホオジロ、カシラダカ、アオジ、アトリ、カワラヒワ、マヒワ、イカル、スズメ、カケス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、コジュケイ、カワラバト
両性・は虫類	アマガエル、タゴガエル、シュレーゲルアオガエル、カナヘビ、シマヘビ、ジムグリ、ヒバカリ、ヤマカガシ、マムシ
魚類	コイ、カワムツ、アブラハヤ、タカハヤ、カワヨシノボリ
昆虫類	(未登録)

事業番号3：風力発電等導入等に係る環境影響評価促進モデル事業

評価者のコメント（コメントシートに記載されたコメント）

- 経産省の補助事業との調整が必要ではないか。効率的なモデル作りに努めて欲しい。

- 環境影響評価を実施する際に活用できる基礎情報の事前整備にどのくらいの価値があるのか。それがコストを上回るということの説明がまず必要。データベースの有用性はあるが、ムダにならないためにも、コストに見合うかをまず示してから実施すべき。

成果指標が示されていない。その理由としての波及効果もその中身がわからない。

- 当該事業を実施することで、①事業者による初期の立地調査やアセス調査の省略、効率化、②風力発電等により影響を受けやすい場所の環境影響の回避・低減などを図ることが可能であり、意義は理解できる。

事業費を少しでも削減するため、モデル地区の選定に当たっては、既存資料等を活用して、環境影響が少ない場所や風力発電所等の立地ポテンシャルが高い場所を選定し、効果的な調査を実施すること。

- 基本的な仕組みとして事前調査がよいのか、引き合いが来てから調査するスタイルがいいのか、データに基づいて精査する必要がある。現状、実効性が不明なので、一旦廃止し、ゼロ・ベースで再検討すべし。

- 事業目的（風力発電等の早期導入）に照らして、事業の効果（活用方策）が不明確である。（①環境省の選定及び自治体の要請のあった地点を対象としており、モデル性は失われている。②データの利用申請はまだ受け付けられておらず、利用範囲が限定されている。③HPへのアップが1年以上遅れるため、最新の情報が提供されない。）

経産省事業との重複がある。補助の重複は避けられる仕組みが構築されているが、自然環境調査は明らかに重複している。

事業に、バードストライク調査等、事後的な調査も含まれており、その必要性が曖昧である。

以上より、26年度までの事業として一旦廃止し、データベースの有効性を検証すべき。

なお、エネルギー特会の環境省の事業は経産省との重複が多いため、両省の役割分担を明確にすべき。

- 再生可能エネルギーを推進することにより、国のエネルギーセキュリティを確保することは重要。そのために、「事業者が入りやすく」「入りたいと思った時に迅速に

手続きできる」ことも重要なので、意義のある事業と思う。

問題は、①コストを誰が負担すべきか、②コストに見合った効果はあるのかが十分に検討されていない点。①については、ベストは、風力発電が普及するよう、この事業を続けて、かつ、データを実際に使った場合には、事業者から調査費をもらうことではないか。②については、きちんと成果指標を考えることが必要である。

評価結果

事業全体の抜本的改善

(廃止：2人、事業全体の抜本的改善：2人、事業内容の一部改善：2人)

とりまとめコメント

風力発電を効率的に普及するという事に反対するものではない。しかし、本事業によって環境アセスメントの基礎情報を事前整備することと、個別事業者が環境アセスメントを行おうとする段階で支援することのどちらが費用対効果の観点からみて良いのかを明確にする必要がある。これを踏まえ、事業全体の抜本的改善とする。

論点について

事業名：風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業

○平成26年度公開プロセスにおける指摘を踏まえた改善の効果が十分に得られているか。

○事業の成果は活用されているか。

○事業成果活用の今後の見通しはどうか。

平成28年度行政事業レビューシート (環境省)

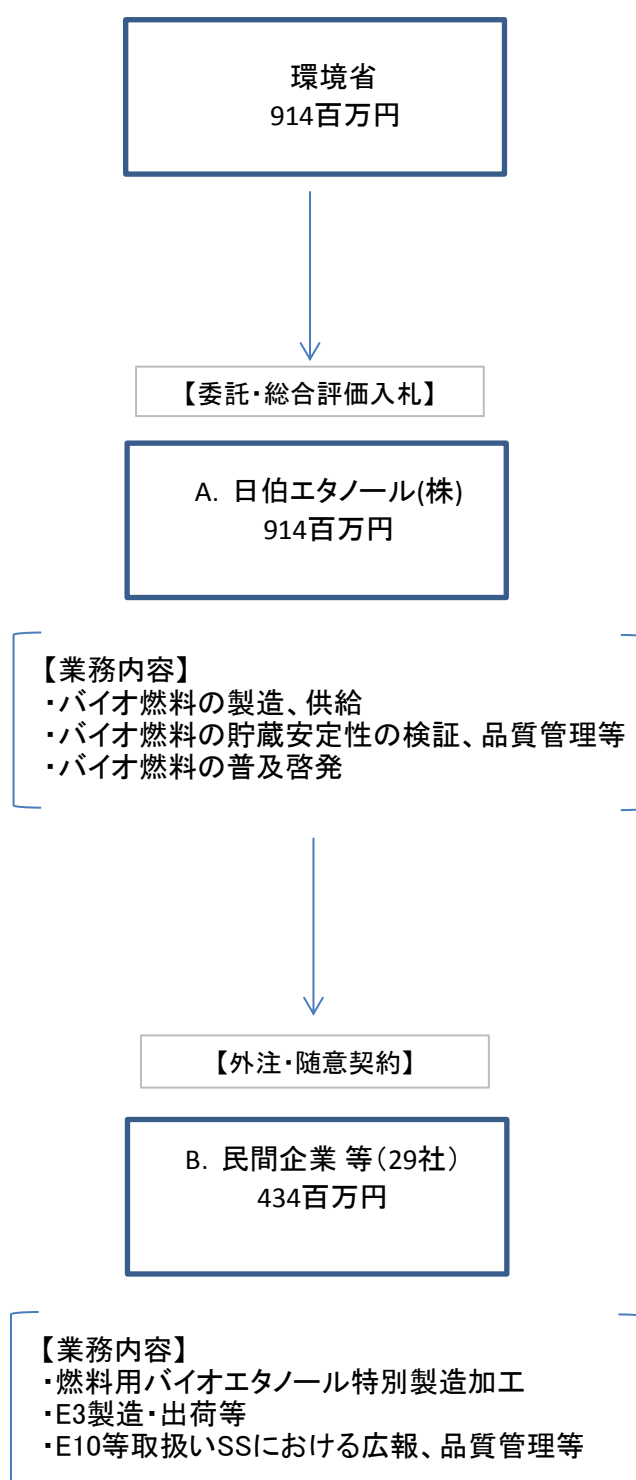
事業名	バイオ燃料利用体制確立促進事業			担当部局庁	地球環境局			作成責任者				
事業開始年度	平成26年度	事業終了 (予定)年度	平成29年度	担当課室	地球温暖化対策課			調整官 名倉良雄				
会計区分	エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定											
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	特別会計に関する法律第85条第3項第1号ホ 特別会計に関する法律施行令第50条第7項第10号			関係する計画、 通知等	エネルギー基本計画 非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の 基準							
主要政策・施策	地球温暖化対策			主要経費	エネルギー対策							
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	バイオ燃料の導入は、運輸部門における即効性のあるCO2排出削減対策であり、平成22年6月に閣議決定された「エネルギー基本計画」において2020年に全国のガソリンの3%相当以上にバイオ燃料の導入を目指すこととされており、平成26年4月に閣議決定された最新の「エネルギー基本計画」においても、国際的な動向や次世代バイオ燃料の技術開発の動向を踏まえつつ、その導入を継続することとされている。こうした状況を踏まえ、沖縄県では現在、石油精製会社参加のもとバイオ燃料の供給を開始しているが、採算性を確保するには至っていないことから、期間を限定して支援することで、地産地消を基本にしたバイオ燃料の供給体制を確立することを目的とする。											
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	沖縄において、サトウキビの副産物である廃糖蜜由来のバイオエタノールを活用して、当該地域のガソリンの相当割合をE3(バイオエタノール3%直接混合ガソリン)及びE10(バイオエタノール10%直接混合ガソリン)へ転換するため、石油関連企業の協力を得て、品質の確保と供給体制の拡充、普及啓発の推進及び社会受容性の調査を行い、実証事業から民間事業への移行を目指す。 平成28年度も引き続き、平成24年4月に規格が定められたE10の普及促進及び供給体制の整備拡充、並びにE3の自立的商業化に向けた支援を実施する。											
実施方法	委託・請負											
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求					
	予算 の 状 況	当初予算	-	1,207	1,080	990						
		補正予算	-	-	-	-						
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-					
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-						
		予備費等	-	-	-	-						
		計	0	1,207	1,080	990	0					
	執行額		-	1,028	914							
執行率 (%)		-	85%	85%								
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 29 年度		
	E3の自立的商業化による バイオ燃料の供給体制の 確立		E3ガソリン導入量		成果実績	kl	-	70,206	69,985	-	-	
					目標値	kl	-	79,880	130,000	-	190,000	
					達成度	%	-	87.9	53.8	-	-	
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 29 年度		
	E10の自立的商業化による バイオ燃料の供給体制の 確立		E10ガソリン導入量		成果実績	kl	-	123	325	-	-	
					目標値	kl	-	120	1,000	-	3,000	
					達成度	%	-	102.5	32.5	-	-	
横断的な施策に 係る成果目標及 び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 42 年度		
	目標・ 指標	1t-CO2当たりの削減コ ストを平成42年度にお いて142,241円を達成す る		1t-CO2当たりの削減コスト		成果実績	円/tCO2/年	-	415,914	375,380	-	-
						目標値	円/tCO2/年	-	346,839	238,727	-	142,241
						達成度	%	-	83.4	63.6	-	-
地球温暖 化対策	関係	算出 方法		本委託事業の実施に よってバイオ燃料の一 定の需要を生み出すこ とで、コスト低減を実現 し、自立商業化への波 及効果を想定。 確定額(予算額) 円/ CO2削減(目標)量 tCO2/ 年								
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								<input type="checkbox"/> チェック				

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	活動実績	当見込み						
E3取扱い給油所(本事業のみ)	活動実績		箇所	-	59	55	-	
	当見込み		箇所	-	70	80	90	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	活動実績	当見込み						
E10取扱い給油所(本事業のみ)	活動実績		箇所	-	30	32	-	
	当見込み		箇所	-	30	50	55	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	支出額/(E3+E10導入量)							円/l
			計算式	支出額/導入量	-	1,028,298,271/70,329,000	914,230,102/70,310,000	990,000,000/162,000,000
平成28・29年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由				
	二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費	990	-					
	計	990	0					
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	-						
	施策	1. 地球温暖化対策の推進						
	測定指標	定量的指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 -年度	目標年度 42年度
		エネルギー起源二酸化炭素の排出量(CO2換算トン)	実績値 万t-CO2/年	123,500	-	-	-	-
		目標値 万t-CO2/年	-	-	-	-	92,700	
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係							
	バイオ燃料の導入拡大により温室効果ガスの排出削減に寄与。							
	改革項目	分野:	-					
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)	単位	計画開始時 -年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-
目標値		-	-	-	-	-	-	
	達成度	%	-	-	-	-	-	
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)	単位	計画開始時 -年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度	
	成果実績	-	-	-	-	-	-	
	目標値	-	-	-	-	-	-	
	達成度	%	-	-	-	-	-	
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係								
-								

事業所管部局による点検・改善					
項目		評価	評価に関する説明		
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	バイオ燃料の導入は運輸部門における即効性のあるCO2削減対策であり、2030年度26%削減目標の達成に不可欠であるため、社会のニーズを反映している。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	現状ではコスト面等に課題があり、民間事業者等の自発的な取組のみでは自立商業化が困難であるため、自立商業化に向けた必要な支援を国が実施する必要がある。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	エネルギー基本計画の中でも、バイオ燃料については導入を継続することが定められており、優先度が高い。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	総合評価落札方式で公告を行っており、競争性は確保されている。また、内容については審査会を開催しその妥当性を確認している。	
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		有	複数会社の参入が可能と見込んでいたが、バイオ燃料供給会社数が少ないことや、ノウハウ並びに設備を所持している企業が少なかったことで、結果的に一社応札となってしまったと考えている。	
	競争性のない随意契約となったものはないか。		無	結果的には一者入札となってはいるが、随意契約ではなく競争入札とすることにより、競争性を確保するよう努めてきたところである。	
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-		
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	バイオ燃料の導入拡大に向けた取組であり、コスト水準は妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	支出時において支出経費を精査することで、支出合理性を確保し、費目・使途を必要なものに限定している。	
事業の有効性	費用が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-		
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		○	事業計画およびコスト低減の取り組み(レギュラーガソリンとの価格差解消にむけた賃借料の見直し等)について、効果的・効率的に事業を実施するように努める。	
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	目標に見合った成果実績が得られている。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	支出経費等を精査することで、費目・使途を必要なものに限定し、効果的かつ低コストに事業を実施している。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	見込みに見合った実績が得られている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	事業成果報告書を公表しており、関連事業を実施する際の基礎情報とするなど、十分活用されている。	
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
点検・改善結果	点検結果	エネルギー基本計画において、バイオ燃料についてはその導入拡大を継続することが定められているものの、現状ではコスト面等に課題があり、民間に委ねるだけでは自立商業化が困難であるため、自立商業化に向けた必要な取組・支援を国主導で実施する必要がある。事業の実施に当たっては委託事業者から定期的に進捗状況や実施方法に関する報告を受け、状況把握に努めている。			
	改善の方向性	引き続き、事業の進捗状況を適切に管理することにより、効率的な執行を図る。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-
平成25年度	新26-015	平成26年度	新26-012	平成27年度	54

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・用途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と用途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A. 日伯エタノール株式会社			B. 日本アルコール産業株式会社		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
外注費	燃料用バイオエタノール特別製造加工委託費 日本アルコール産業(株)／E3製造・出荷等委託費 南西石油(株)等	434	委託費	燃料用バイオエタノール特別製造加工	202	
借料及び損料	設備賃貸借料 日本アルコール産業(株)／タンク借料 昭和化学工業(株)等	125				
雑役務費	E3・E10製造出荷作業料 日本アルコール物流(株)等	81				
人件費	本事業の推進に関する業務(4名)等	62				
通信運搬費	燃料用エタノール輸送等	52				
旅費	国内旅費(セミナー講師含む)	19				
消耗品費	E10・E3取扱いSSのぼり等	15				
印刷製本費	E10・E3キャンペーンサポーター募集チラシ等	3				
租税公課	揮発油の消費場所による揮発油税及び地方揮発油税の差額請求等	2				
その他	一般管理費等	121				
計		914	計		202	

費目・用途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載 チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策(支出額10億円以上)
1	日伯エタノール株式会社	1010001098073	沖縄においてサトウキビの副産物である糖蜜由来のバイオエタノールを混合したガソリンの製造、供給、普及の実施	914	総合評価入札	1	99.9%	-

B.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策(支出額10億円以上)
1	日本アルコール産業株式会社	2010001122204	燃料用バイオエタノール特別製造加工委託費	202	随意契約(その他)	-	--	
2	南西石油株式会社	3360001004366	E3製造・出荷等委託費	116	随意契約(その他)	-	--	
3	金秀鋼材株式会社	6360001004314	SS委託費(E3・E10関係)	20	随意契約(その他)	-	--	
4	株式会社セブスターサービスステーション	9360001009707	SS委託費(E3・E10関係)	18	随意契約(その他)	-	--	
5	有限会社おきりゅう	4360002012697	SS委託費(E3・E10関係)	10	随意契約(その他)	-	--	
6	ザ・テラスホテルズ株式会社	8360001012117	SS委託費(E3・E10関係)	10	随意契約(その他)	-	--	
7	株式会社ひさし商事	8360001012133	SS委託費(E3・E10関係)	8	随意契約(その他)	-	--	
8	株式会社ユニバーサルホーム	4360001009488	SS委託費(E3・E10関係)	5	随意契約(その他)	-	--	
9	瑞穂石油株式会社	4360001005470	SS委託費(E3・E10関係)	5	随意契約(その他)	-	--	
10	株式会社ゴールド通産	6360001013645	SS委託費(E3・E10関係)	4	随意契約(その他)	-	--	

支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載 チェック



事業目的・概要等

背景・目的

- バイオ燃料の導入は運輸部門における即効性のあるCO₂排出削減策として重要。
- 政府としても、エネルギー高度化法に基づき、バイオ燃料を29年度までに50万kL（原油換算）導入するための施策を推進している。
- こうした背景に加え、自立・分散型エネルギー供給体制を強化し、地域循環型バイオ燃料の使用を推進するため、本事業により、地産地消を基本にしたバイオ燃料の供給体制を速やかに確立する。

事業概要

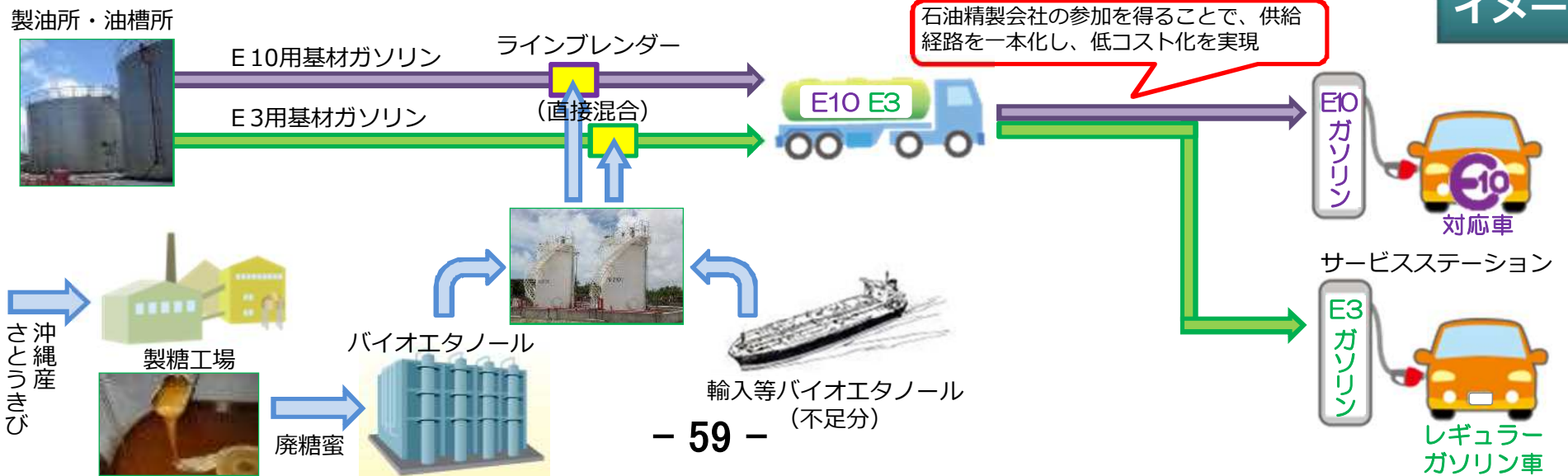
- バイオ燃料の製造・供給について、実証事業から民間事業への移行を図るため、沖縄において、サトウキビの副産物である廃糖蜜由来のバイオエタノールを活用しつつ、石油精製会社の参加を得て、当該地域のガソリンの相当割合をE3及びE10（3 or 10%バイオエタノール直接混合ガソリン）化し、品質適合状況の確認を行いながら、可能な限り費用対効果が高いバイオ燃料の供給方法を検討する。
- 平成28年度は、平成24年4月に品確法に基づく規格の適用がスタートしたE10の本格的普及を支援するとともに、商業化に向け順調に供給量が増えたE3取扱いSSの自立的商業化に向け必要な支援を実施する。

事業スキーム

- 委託対象：民間企業等
- 実施期間：平成26年度～29年度

期待される効果

- E10・E3の自立的普及を促進し、CO₂排出量の削減に寄与する。
- 平成29年度までに、E10ガソリン導入量 3,000kLを目指す。



イメージ

◆ 本事業の政策的位置付けについて

■バイオ燃料の導入については、**運輸部門において即効性のあるCO2排出削減対策として重要である。**

■このような背景に加え、自立・分散型エネルギー供給体制を強化し、地域循環型バイオ燃料の使用を推進するため、地産地消を基本としたバイオ燃料の供給体制を速やかに確立することが必要。

■本事業では、まずは沖縄県において、実証事業から民間事業への移行を図るため、E3、E10の普及啓発と供給体制の確立によるバイオ燃料の加速的な利用を促し、自立商業化への道筋をつけるため必要な取組みを実施しているところ。

○バイオ燃料の導入のメリット

・**E3については、全てのガソリン車に適應しており、E10についても順次対応車が普及していく見込み→即効性は非常に高い。**

○運輸部門における低炭素化と、バイオ燃料も含めた燃料の低炭素化を進めることにより、総合的に低炭素化を推進。

◆ 一者応札への対応について

○ バイオ燃料事業における契約手続きの公平性・透明性の確保

年度		事業名
23年度	企画競争入札	バイオ燃料導入加速化事業
24年度	継続事業(随契)	
25年度	〃	
26年度	総合評価落札方式	←本事業から総合評価へ移行。また、次年度以降を随契とせず、毎年入札を実施。
27年度	〃	バイオ燃料利用体制確立促進事業 ←【対象事業】
28年度	〃	

今後の改善の取組み

- ・公告期間のさらなる延長
- ・電子入札の活用

- ・仕様をより明確化
- ・入札説明会の回数について検討

<参考> 工業アルコール業界について

- ・昭和12年以降、専売制が採られてきた。
- ・平成13年4月1日より、アルコール専売制度を廃止するとともに、アルコールの製造、輸入、販売、使用については、アルコール事業法に基づく制度に移行。
- ・アルコールの製造、販売、使用等を行う者に対する許可制度及び報告徴収等による事後チェックを主体とした流通管理。
- ・平成17年、日本アルコール産業株式会社法案が可決され、平成18年4月1日から日本アルコール産業株式会社が誕生。
- ・同社の関連企業において、工業用アルコール市場シェアのうち約70%を占めるとされている。※

(※出典:受託者ホームページ)

論点について

事業名：バイオ燃料利用体制確立促進事業

○一者応札かつ落札率が高いものが生じないように、どのような工夫をしていくべきか。

○現在の事業の進捗状況はどうなっているのか。

○成果目標の達成に向け、効果的に事業が実施されているか。

○平成29年度に事業の確実な完了が見込まれるのか。